

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年12月25日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ゴールベースラップ・ファンド（レベル1） ゴールベースラップ・ファンド（レベル2） ゴールベースラップ・ファンド（レベル3） ゴールベースラップ・ファンド（レベル4） ゴールベースラップ・ファンド（レベル5）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	ゴールベースラップ・ファンド（レベル1） 1兆円を上限とします。 ゴールベースラップ・ファンド（レベル2） 1兆円を上限とします。 ゴールベースラップ・ファンド（レベル3） 1兆円を上限とします。 ゴールベースラップ・ファンド（レベル4） 1兆円を上限とします。 ゴールベースラップ・ファンド（レベル5） 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2025年6月26日付をもって提出した有価証券届出書（2025年11月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。
第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

< 更新後 >

委託会社の概況(2025年11月末現在)

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 資本金の額

17,180百万円

・ 会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 投資方針

(2) 投資対象

< 更新後 >

上場投資信託証券（上場投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。））。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ファンドは、以下に示す上場投資信託証券を主要投資対象とします。

投資対象とする上場投資信託証券
NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信
NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信
NEXT FUNDS TOPIX Core 30連動型上場投信
NEXT FUNDS 日経平均高配当株50指数連動型上場投信
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信
インベスコ NASDAQ 100 ETF < 外国籍投資信託 >
iシェアーズ・コア S&P 500 ETF < 外国籍投資信託 >
iシェアーズ・ラッセル2000 ETF < 外国籍投資信託 >

バンガード・FTSE・ヨーロッパETF <外国籍投資信託 >
iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット(除く中国) ETF <外国籍投資信託 >
バンガード・バリューETF <外国籍投資信託 >
NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし) 連動型 上場投信
iシェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF <外国籍投資信託 >
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジあり) 連動型上場投信
iシェアーズ 米国国債 0-3カ月 ETF <外国籍投資信託 >
バンガード・米国短期国債 ETF <外国籍投資信託 >
NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(為替ヘッジあり) 連動型上 場投信
iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF <外国籍投資信託 >
iシェアーズ ブロード 米ドル建てハイイールド社債 ETF <外国籍投資信託 >
State Street ^(R) SPDR ^(R) ブルームバーグ・ハイ・イールド債券ETF <外国籍投資信託 >
State Street ^(R) SPDR ^(R) ポートフォリオ・ハイ・イールド債券ETF <外国籍投資信託 >
iシェアーズ 米ドル建てフォールン・エンジェル債券 ETF <外国籍投資信託 >
iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF <外国籍投資信託 >
バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF <外国籍投資信託 >
ヴァンエック J.P.モルガン新興国債券(現地通貨建て)ETF <外国籍投資信託 >
NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信
NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし) 連動型上場投信
アバディーン・ブルームバーグ全商品長期ストラテジーK-1フリーETF <外国籍投資信託 >
ハーバー・コモディティ・オール・ウェザー・ストラテジーETF <外国籍投資信託 >
NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信
SPDR ^(R) ゴールド・トラスト <外国籍投資信託 >
SPDR ^(R) ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト <外国籍投資信託 >
iシェアーズ ゴールド・トラスト <外国籍投資信託 >

上記は2025年12月25日現在の投資対象とする上場投資信託証券の一覧です。今後、上記上場投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により投資対象とする上場投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の上場投資信託証券が新たに投資対象とする上場投資信託証券に追加となる場合等があります。

投資対象とする上場投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。(ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみです。)

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定め

るものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等(信託約款)

() 委託者は、信託金を、別に定める上場投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3．外国法人が発行する譲渡性預金証書

4．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

5．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

() 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

(参考)投資対象とする上場投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう上場投資信託証券の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2025年12月25日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。

今後、上場投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した投資対象とする上場投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により投資対象とする上場投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の上場投資信託証券が新たに投資対象とする上場投資信託証券に追加となる場合等があります。

投資対象とする上場投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信**(A)ファンドの特色**

ファンドは、TOPIX（配当込み）に連動する投資成果を目指します。

(B)信託期間

無期限（2001年7月11日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、により計算した額ににより計算した額を加えた額とします。ただし、により計算した額(税抜)に、により計算した額(税抜)を加えた額は、信託財産の純資産総額に年0.24%（税抜）の率を乗じて得た額から、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数に係る商標使用料のうち受益者負担とした額を控除した額を超えないものとします。

日々のファンドの純資産総額に年0.24%（税抜）以内（2025年9月24日現在、年0.088%（税抜）以内）の信託報酬率を乗じて得た額。信託報酬率の配分は純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。

ファンドの純資産総額	5兆円以下の部分	5兆円超10兆円以下の部分	10兆円超の部分
信託報酬率	年0.088%（税抜）	年0.060%（税抜）	年0.039%（税抜）

* 上記は、2025年9月24日現在の信託報酬率です。

日々の信託報酬率は純資産総額の残高に応じて、上記の適用される率により計算されます。

株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の50%（税抜）以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および「商標使用料」ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

TOPIX（配当込み）に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ないます。

(2)投資態度

TOPIX（配当込み）に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率をTOPIX（配当込み）における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、TOPIX（配当込み）に連動する投資成果を目指します。

次の場合には、上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア． TOPIX（配当込み）の計算方法が変更された場合

イ． TOPIX（配当込み）の採用銘柄の変更または資本異動等TOPIX（配当込み）における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合

ウ． 追加信託または交換が行なわれた場合

エ． その他連動性を維持するために必要な場合

投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場している(上場予定を含みます。)銘柄のうち、TOPIX（配当込み）に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

株式への投資割合には、制限を設けません。

にかかわらず、株式に投資するまでの間、TOPIX（配当込み）に連動する投資成果を目指すため、当該指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行なった場合と同様の損益を実現する目的で、補完的に当該指数を対象とした株価指数先物取引の買建を行なうことができます。

資金動向、市況動向等によっては、上記の から のような運用ができない場合があります。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信

(A)ファンドの特色

ファンドは、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指します。

(B)信託期間

無期限（2001年7月9日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、により計算した額ににより計算した額を加えた額とします。ただし、により計算した額(税抜)に、により計算した額(税抜)を加えた額は、信託財産の純資産総額に年0.165%（税抜）の率を乗じて得た額から、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数に係る商標使用料のうち受益者負担とした額を控除した額を超えないものとします。

日々のファンドの純資産総額に年0.165%（税抜）以内の信託報酬率を乗じて得た額。

信託報酬率については、毎年1月および7月の最終営業日のファンドの純資産総額の残高に応じて定められます。2025年9月25日現在の信託報酬率は年0.0944%（税抜）です。

株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%（税抜）以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および「商標使用料」ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日経平均トータルリターン・インデックスに採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行いません。

(2)投資態度

日経平均トータルリターン・インデックスに採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を日経平均トータルリターン・インデックスにおける個別銘柄の株数の比率に維持することを目的とした運用を行ない、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指します。

次の場合には、上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

- ア．日経平均トータルリターン・インデックスの計算方法が変更された場合
- イ．日経平均トータルリターン・インデックスの除数の修正が行なわれた場合
- ウ．日経平均トータルリターン・インデックスの採用銘柄の変更が行なわれた場合
- エ．追加信託または交換が行なわれた場合
- オ．その他連動性を維持するために必要な場合

投資することを指図する株式は、日経平均トータルリターン・インデックスに採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

株式への投資割合には、制限を設けません。

にかかわらず、株式に投資するまでの間、日経平均トータルリターン・インデックスに連動する投資成果を目指すため、当該指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行なった場合と同様の損益を実現する目的で、補完的に当該指数を対象とした株価指数先物取引の買建を行なうことができます。

資金動向、市況動向等によっては、上記の から のような運用ができない場合があります。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS TOPIX Core 30連動型上場投信

(A)ファンドの特色

ファンドは、TOPIX Core 30（配当込み）に連動する投資成果を目指します。

(B)信託期間

無期限（2002年4月2日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、 により計算した額に により計算した額を加えた額とします。ただし、 により計算した額(税抜)に、 により計算した額(税抜)を加えた額は、信託財産の純資産総額に年0.22%（税抜）の率を乗じて得た額から、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数に係る商標使用料のうち投資者負担とした額を控除した額を超えないものとします。

日々のファンドの純資産総額に年0.22%（税抜）以内（2025年9月24日現在、年0.19%（税抜））の信託報酬率を乗じて得た額。* 上記は、2025年9月24日現在の信託報酬率です。

日々の信託報酬率は純資産総額の残高に応じて、上記の適用される率により計算されます。

株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%（税抜）以内の額。

<その他費用>

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および「商標使用料」ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

TOPIX Core 30（配当込み）に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行いません。

(2)投資態度

TOPIX Core 30（配当込み）に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率をTOPIX Core 30（配当込み）における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、TOPIX Core 30（配当込み）に連動する投資成果を目指します。

次の場合には、上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア． TOPIX Core 30（配当込み）の計算方法が変更された場合

イ． TOPIX Core 30（配当込み）の採用銘柄の変更または資本異動等TOPIX Core 30（配当込み）における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合

ウ． 追加信託または交換が行なわれた場合

エ． その他連動性を維持するために必要な場合

投資することを指図する株式は、TOPIX Core 30（配当込み）に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。株式への投資割合には、制限を設けません。

にかかわらず、株式に投資するまでの間、TOPIX Core 30（配当込み）に連動する投資成果を目指すため、当該指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行なった場合と同様の損益を実現する目的で、補足的にTOPIX Core 30（配当込み）を対象とした株価指数先物取引の買建を行なうことができます。

資金動向、市況動向等によっては、前各号のような運用ができない場合があります。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS 日経平均高配当株50指数連動型上場投信**(A)ファンドの特色**

ファンドは、日経平均高配当株50指数（トータルリターン）（以下「対象株価指数」といいます。）に連動する投資成果を目指します。

(B)信託期間

無期限（2017年2月10日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
----	----

委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、 により計算した額に により計算した額を加えた額とします。

日々のファンドの純資産総額に年0.28%（税抜）以内（2025年12月24日現在、年0.28%（税抜））の信託報酬率を乗じて得た額。

株式の貸付を行なった場合は、その品賃料の40%（税抜）以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下、「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち、対象株価指数に採用されている銘柄の株式および対象株価指数に採用が決定された銘柄の株式を投資対象とします。

(2)投資態度

対象株価指数に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を、対象株価指数の算出ルールに基づき 計算された対象株価指数における個別銘柄の構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、対象株価指数に連動する投資成果を目指します。

次の場合には、上記 に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア．対象株価指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合

イ．対象株価指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等対象株価指数における個別銘柄の構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合

ウ．追加信託または交換が行なわれた場合

エ．その他連動性を維持するために必要な場合

投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）または店頭売買有価証券登録原簿に登録（登録予定を含みます。）されている銘柄のうち、対象株価指数に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。なお、対象株価指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。

上記 にかかわらず、対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に対象株価指数またはその他のわが国の株価指数を対象とした先物取引の買建を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の から のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

デリバティブの利用は、上記の基本方針にしたがって株式に投資するまでの間、または対象株価指数に連動する投資成果を目指す目的に限るものとし、対象株価指数またはその他のわが国の株価指数を対象とした先物取引の買建に限り、補完的に行なうことができます。なお、当該取引は投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的で行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジなし)連動型上場投信

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券およびMSCI-KOKUSAI指数（以下「対象株価指数」といいます。）の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（2017年12月7日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、により計算した額に、により計算した額を加えて得た額とします。ただし、により計算した額(税抜)に、により計算した額(税抜)を加えた額は、信託財産の純資産総額に年0.25%の率を乗じて得た額を超えないものとします。

信託財産の純資産総額に年0.17%(税抜)以内で委託者が定める率（2025年11月25日現在、年0.17%（税抜））を乗じて得た額とします。

信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%(税抜)以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド受益証券および対象株価指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、日本円換算した対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を利用することができます。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券および対象株価指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

日本円換算した対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジあり)連動型上場投信

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である外国株式為替ヘッジ型マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券およびMSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）（以下「対象株価指数」といいます。）の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、対象株価指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（2017年12月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、により計算した額に、により計算した額を加えて得た額とします。ただし、により計算した額(税抜)に、により計算した額(税抜)を加えた額は、信託財産の純資産総額に年0.25%の率を乗じて得た額を超えないものとします。

信託財産の純資産総額に年0.17%(税抜)以内で委託者が定める率（2025年11月25日現在、年0.17%（税抜））を乗じて得た額とします。

信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%(税抜)以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド受益証券および対象株価指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みません。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を利用することができません。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券および対象株価指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、対象株価指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

インベスコ NASDAQ 100 ETF

(A)ファンドの特色

米国内外の企業の株式を主要投資対象とし、NASDAQ-100 指数（ドルベース・為替ヘッジなし）（以下「対象指数」と言います。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（設定日：2020年10月13日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	インベスコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.15%（年率）とします。

上記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料等をファンドから支払います。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

米国内外の企業の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として米国内外の企業の株式に投資することにより、対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。

原則として、ファンドの総資産の90%以上を対象指数構成銘柄に投資し、完全法でポートフォリオを構築します。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

原則として、現物コモディティや不動産への投資は行いません。

原則として、現物コモディティや不動産への投資は行いません。

iシェアーズ・コア S&P 500 ETF**(A)ファンドの特色**

米国の大型株式を主要投資対象とし、S&P 500（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（設定日：2000年5月15日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	JP モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.03%（年率）とします。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

米国の大型株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

ファンドは、米国の大型株式によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる証券に投資します。

ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

iシェアーズ・ラッセル2000 ETF**(A)ファンドの特色**

米国の小型株式を主要投資対象とし、Russell 2000 Index（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（設定日：2000年5月22日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	JP モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.19%（年率）とします。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

米国の小型株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

ファンドは、米国の小型株式によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる証券に投資します。

ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

バンガード・FTSE・ヨーロッパETF**(A)ファンドの特色**

欧州主要市場に拠点を置く企業が発行した株式を主要投資対象とし、FTSEヨーロッパ先進国オールキャップ・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（設定日：2005年3月4日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管銀行	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(D)管理報酬等

2025年10月末現在の経費率は 0.06%です。

経費率とは、ファンドの平均資産残高に対する、運用その他の経費の比率（%）です。原則として毎年決算日に見直され、変動します。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

欧州主要市場に拠点を置く企業が発行した株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

対象指数を構成する株式に資産の全てもしくは実質的に資産の全てを投資することにより、対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。各銘柄の保有比率は対象指数の構成比とほぼ同一とします。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

対象指数の構成比に近づくために必要な場合を除き、主要な事業活動が同一もしくは同一業界の発行体への集中投資は行ないません。

投機目的または投資収益にレバレッジをかける目的でのデリバティブの利用を行ないません。

以下については米国1940年投資会社法あるいはSEC等のファンドを監督する監督機関の定めるルールに従います。

- (i) 資金借り入れ
- (ii) コモディティ
- (iii) ローン
- (iv) 優先証券

iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット(除く中国) ETF

(A)ファンドの特色

中国を除く新興国の大型および中型株式を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット（除く中国）・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（設定日：2017年7月18日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.25%（年率）とします。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

中国を除く新興国の大型および中型株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

ファンドは、中国を除く新興国の大型および中型株式によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる証券に投資します。

ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

バンガード・バリュートフ

(A)ファンドの特色

米国の大型バリュート株式を主要投資対象とし、CRSP USラージキャップ・バリュート・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（設定日：2004年1月30日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

2025年10月末現在の経費率は0.04%です。

経費率とは、ファンドの平均資産残高に対する、運用その他の経費の比率（%）です。原則として毎年決算日に見直され、変動します。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

米国の大型バリュート株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として米国の大型バリュート株式に投資することにより、対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。

対象指数を構成する株式に資産の全てもしくは実質的に資産の全てを投資することにより、対象指数に連動する投資成果を目指します。各銘柄の保有比率は対象指数の構成比とほぼ同一とします。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

対象指数の構成比に近づけるために必要な場合を除き、主要な事業活動が同一もしくは同一業界の発行体への集中投資は行ないません。

投機目的または投資収益にレバレッジをかける目的でのデリバティブの利用を行ないません。

以下については米国1940年投資会社法あるいはSEC等のファンドを監督する監督機関の定めるルールに従います。

- (i) 資金借り入れ
- (ii) コモディティ
- (iii) ローン
- (iv) 優先証券

NEXT FUNDS新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である新興国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス（以下「対象株価指数」といいます。）の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（2018年7月6日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、により計算した額に、により計算した額を加えて得た額とします。ただし、により計算した額(税抜)に、により計算した額(税抜)を加えた額は、信託財産の純資産総額に年0.25%の率を乗じて得た額を超えないものとします。

信託財産の純資産総額に年0.19%(税抜)以内で委託者が定める率（2025年11月25日現在、年0.19%（税抜））を乗じて得た額とします。

信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%(税抜)以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国株式マザーファンド受益証券および対象株価指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、日本円換算した対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を利用することができます。

(2) 投資態度

マザーファンド受益証券および対象株価指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

日本円換算した対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデ

リバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

iシェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF

(A)ファンドの特色

新興国の大型、中型および小型株式を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット・インベストナブル・マーケット・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（設定日：2012年10月18日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.09%（年率）とします。

(E)投資方針等

(1)投資対象

新興国の大型、中型および小型株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

ファンドは、新興国の大型、中型および小型株式によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる証券に投資します。

ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信

(A)ファンドの特色

ファンドは、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）（対象指数）に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象指数の変動率に一致することをいいます。）を目指します。

NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

(B)信託期間

無期限（2017年12月7日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社

受託会社	野村信託銀行株式会社
------	------------

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、 により計算した額に により計算した額を加えた額とします。

信託財産の純資産総額に年0.07%（税抜）以内で委託者が定める率（2025年11月25日現在、年0.07%（税抜））を乗じて得た額とします。

有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%（税抜）以内の額から、当該貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とします。なお、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引を利用することができます。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券およびわが国の公社債を主要投資対象とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または金利等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券および外国の公社債を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）（以下「対象指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（2017年12月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、により計算した額に、により計算した額を加えて得た額とします。

信託財産の純資産総額に年0.12%（税抜）以内で委託者が定める率（2025年11月25日現在、年0.12%（税抜））を乗じて得た額とします。

信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%（税抜）以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

外国債券マザーファンド受益証券および外国の公社債を主要投資対象とします。なお、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を利用することができません。

(2) 投資態度

マザーファンド受益証券および外国の公社債を主要投資対象とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデ

デリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジあり)連動型上場投信

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である外国債券為替ヘッジ型マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券および外国の公社債を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）（以下「対象指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（2017年12月7日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、 により計算した額に、 により計算した額を加えて得た額とします。

信託財産の純資産総額に年0.12%(税抜)以内で委託者が定める率（2025年11月25日現在、年0.12%（税抜））を乗じて得た額とします。

信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%(税抜)以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド受益証券および外国の公社債を主要投資対象とします。なお、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を利用することができます。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券および外国の公社債を主要投資対象とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社

債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

iシェアーズ 米国国債 0-3カ月 ETF

(A)ファンドの特色

残存期間が3カ月以内の米国国債を主要投資対象とし、ICE^(R) 0-3カ月米国国債インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（設定日：2020年5月26日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	JP モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.09%（年率）とします。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

残存期間が3カ月以内の米国国債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

ファンドは、残存期間が3カ月以内の米国国債によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる債券に投資します。

ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

バンガード・米国短期国債ETF

(A)ファンドの特色

米国の投資適格短期国債を主要投資対象とし、ブルームバーグ米国国債浮動調整（1-3年）インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（設定日：2009年11月19日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管銀行	JPモルガン・チェース・バンク

(D)管理報酬等

2025年10月末現在の経費率は0.03%です。

経費率とは、ファンドの平均資産残高に対する、運用その他の経費の比率（%）です。原則として毎年決算日に見直され、変動します。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

米国の投資適格短期国債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として米国の投資適格短期国債に投資することにより、対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。

インデックス・サンプリング法を用いたパッシブ運用です。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる債券に投資します。

対象指数と同じ金額加重ベースの平均残存期間を保つことを目指します。

以下に挙げる投資については合計で20%を上限とします。

- (i) 投資適格の私募債（所謂144A）
- (ii) 小規模の発行体という理由により対象指数に含まれない債券
- (iii) 対象指数に含まれない債券
- (iv) 投資開始時には対象指数に含まれていて投資開始後に対象指数に含まれなくなった債券

以下については米国1940年投資会社法あるいはSEC等のファンドを監督する監督機関の定めるルールに従います。

- (i) 資金借り入れ
- (ii) コモディティ
- (iii) ローン
- (iv) 優先証券

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信**(A)ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である米国投資適格社債1-10年インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券および米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とし、ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（円ヘッジ・円ベース）（以下「対象指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用を行いません。

(B)信託期間

無期限（2019年6月26日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
----	----

委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、 により計算した額に、 により計算した額を加えて得た額とします。

信託財産の純資産総額に年0.27% (税抜)以内で委託者が定める率（2025年11月25日現在、年0.27%（税抜））を乗じて得た額とします。

信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40% (税抜)以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米国投資適格社債1-10年インデックスマザーファンド受益証券および米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とします。なお、債券先物取引等のデリバティブ取引、外国為替予約取引および上場投資信託証券を利用することができます。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券および米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

対象指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に、債券先物取引等の買建ておよび上場投資信託証券（ETF）の組入れを行なうことができます。また、対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したものの、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）を行使したもの、および社債権者割当等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内

とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF

(A)ファンドの特色

米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とし、Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（設定日：2002年7月22日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.14%（年率）とします。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米ドル建ての投資適格社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

ファンドは、米国で販売された流動性の高い投資適格の米ドル建て社債によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる債券に投資します。

ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

iシェアーズ ブロード 米ドル建てハイイールド社債 ETF

(A)ファンドの特色

米ドル建てのハイイールド社債を主要投資対象とし、ICE BofA 米国ハイイールド・コンストレインド・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（設定日：2017年10月25日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の年0.08%です。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

米ドル建てのハイイールド社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

ファンドは、米ドル建てのハイイールド社債によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数インデックスに含まれる債券に投資します。

ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

State Street^(R) SPDR^(R)ブルームバーグ・ハイ・イールド債券ETF**(A)ファンドの特色**

平均を上回る流動性を有する米ドル建ての投資適格未満のハイイールド社債を主要投資対象とし、ブルームバーグ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド指数（以下「対象指数」といいます。）の価格と利回りの動きに、経費控除前で概ね連動する投資成果を追求します。

(B)信託期間

無期限（設定日：2007年11月28日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	SSGAファンズ・マネジメント・インク
保管受託銀行 管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

管理報酬等（経費率）は純資産総額の0.40%（年率）です。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

平均を上回る流動性を有する米ドル建ての投資適格未満のハイイールド社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

一般向けに発行された平均を上回る流動性を有する米ドル建ての投資適格未満のハイイールド社債によって構成される対象指数の価格と利回りの動きに、経費控除前で概ね連動する投資成果を追求します。

ファンドの運用につき、代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリング戦略は、対象指数と概ね同様のリスクとリターン特性を持つポートフォリオを保持するべく、ファンドが対象指数の構成銘柄の全てではなく部分的に投資する戦略です。

市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

通常の市場環境下において、資産の少なくとも80%は対象指数の構成銘柄があるいはそれらと基本的に同等の経済特性を持つ銘柄に投資します。

資産の75%について、1発行体への投資額が資産の5%を超えることとなるような有価証券の購入は行いません。

State Street^(R) SPDR^(R) ポートフォリオ・ハイ・イールド債券ETF

(A) ファンドの特色

米ドル建ての投資適格未満のハイイールド社債を主要投資対象とし、ICE BofA米国ハイ・イールド指数（以下「対象指数」といいます。）の価格と利回りの動きに、経費控除前で概ね連動する投資成果を追求します。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2012年6月18日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	SSGAファンズ・マネジメント・インク
保管受託銀行 管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D) 管理報酬等

管理報酬等（経費率）は純資産総額の0.05%（年率）です。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

米ドル建ての投資適格未満のハイイールド社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米国市場で一般向けに発行された米ドル建ての投資適格未満のハイイールド社債によって構成される対象指数の価格と利回りの動きに、経費控除前で概ね連動する投資成果を追求します。

ファンドの運用につき、代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリング戦略は、対象指数と概ね同様のリスクとリターン特性を持つポートフォリオを保持するべく、ファンドが対象指数の構成銘柄の全てではなく部分的に投資する戦略です。

市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

通常の市場環境下において、資産の少なくとも80%は対象指数の構成銘柄があるいはそれらと基本的に同等の経済特性を持つ銘柄に投資します。

資産の75%について、1発行体への投資額が資産の5%を超えることとなるような有価証券の購入は行いません。

iシェアーズ 米ドル建てフォールン・エンジェル債券 ETF

(A) ファンドの特色

米ドル建ての従前投資適格であった高利回り社債を主要投資対象とし、Bloomberg 米ドル建て高利回りフォールン・エンジェル 3% キャプット指数（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2016年6月14日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
----	----

投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.25%（年率）とします。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

米ドル建ての従前投資適格であった高利回り社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

ファンドは、米ドル建ての従前投資適格であった高利回り社債によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる債券に投資します。

ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF**(A)ファンドの特色**

米ドル建ての新興国債券を主要投資対象とし、J.P. モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・コア・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

(B)信託期間

無期限（設定日：2007年12月17日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.39%（年率）とします。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

米ドル建ての新興国債券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

ファンドは、米ドル建て新興国債券によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる債券に投資します。

ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF

(A) ファンドの特色

新興国の政府または政府関係発行体により発行された米ドル建ての債券を主要投資対象とし、ブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC 基準インデックス（以下「対象指数」と言います。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2013年5月31日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ザ・バンガード・グループ・インク
保管銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D) 管理報酬等

2025年10月末現在の経費率は0.15%です。

経費率とは、ファンドの平均資産残高に対する、運用その他の経費の比率（%）です。原則として毎年決算日に見直され、変動します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の政府または政府関係発行体により発行された米ドル建ての債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として米ドル建ての新興国の国債、政府機関債券、国営企業社債に投資することにより、対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。

インデックス・サンプリング法を用いたパッシブ運用です。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる債券に投資します。

金額加重ベースで、対象指数と同じ平均残存期間を保つことを目指します。

以下に挙げる投資については合計で20%を上限とします。

- (i) 対象指数に含まれない債券
- (ii) 投資開始時には対象指数に含まれていて投資開始後に対象指数に含まれなくなった債券

以下については米国1940年投資会社法あるいはSEC等のファンドを監督する監督機関の定めるルールに従います。

- (i) 資金借り入れ
- (ii) コモディティ
- (iii) ローン
- () 優先証券

ヴァンエック J.P.モルガン新興国債券(現地通貨建て)ETF

(A) ファンドの特色

新興国の政府によって発行される現地通貨建ての債券を主要投資対象とし、J.P.モルガン国債指数新興国市場グローバ

ル・コアインデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2010年7月22日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ヴァンエック・アソシエーツ・コーポレーション
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D) 管理報酬等

2025年10月末現在の経費率は0.30%です。

経費率とは、ファンドの平均資産残高に対する、運用その他の経費の比率（%）です。原則として毎年決算日に見直され、変動します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の政府によって発行される現地通貨建ての債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

ファンドは、新興国の政府によって発行される現地通貨建ての債券によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。

サンプリング法を使用します。サンプリング法とは、対象指数と同様のリスク・リターン特性を有する債券ポートフォリオを保有することを目指して、対象指数に含まれる一部の銘柄に投資する方法をいいます。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる債券に投資します。

NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信

(A) ファンドの特色

ファンドは、東証REIT指数（配当込み）を対象指数とし、対象指数に連動する投資成果を目指します。

(B) 信託期間

無期限（2008年9月17日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D) 管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、により計算した額ににより計算した額を加えた額とします。

信託財産の純資産総額に年0.155%（税抜）以内（2025年10月29日現在、年0.155%（税抜））の率を乗じて得た額とします。

株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%（税抜）以内の額。

< その他費用 >

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担と

し、信託財産中から支弁します。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

対象指数に採用されている銘柄または採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券のみに投資を行ないます。

(2)投資態度

対象指数に採用されている銘柄または採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の口数の比率を対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される口数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、対象指数に連動する投資成果を目指します。

次の場合には、上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア．対象指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合

イ．対象指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合

ウ．追加信託または交換が行なわれた場合

エ．その他連動性を維持するために必要な場合

投資することを指図する不動産投資信託証券は、金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）銘柄のうち、対象指数に採用されている銘柄の不動産投資信託証券または採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券の投資法人の発行するものとします。ただし、投資主への割当により取得する不動産投資信託証券については、この限りではありません。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。

不動産投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、当該不動産投資信託証券を東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

にかかわらず、不動産投資信託証券に投資するまでの間、または対象指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に不動産投信指数先物取引の買建を行なうことができます。なお、当該取引は投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的で行ないます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

上記にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

NEXT FUNDS外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である海外REITインデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券およびS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）（以下「対象指数」といいます。）の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）の不動産投資信託証券（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とし、日本円換算した対象指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（2017年12月7日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、により計算した額に、により計算した額を加えて得た額とします。

信託財産の純資産総額に年0.17% (税抜) 以内で委託者が定める率（2025年11月25日現在、年0.17%（税抜））を乗じて得た額とします。

信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40% (税抜) 以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、上場投資信託証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

ファンドに関する組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

海外REITインデックスマザーファンド受益証券および対象指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）のREITを主要投資対象とします。なお、日本円換算した対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を利用することができます。

(2)投資態度

マザーファンド受益証券および対象指数の採用銘柄（採用が決定された銘柄を含みます。）のREITを主要投資対象とし、日本円換算した対象指数に連動する投資成果を目指します。

運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンド受益証券の投資比率を決定します。

日本円換算した対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(A)ファンドの特色

コモディティを対象とした先物取引を実質的な主要投資対象とし、ブルームバーグ商品指数3カ月フォワード・トータル・リターン（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B)信託期間

無期限（設定日：2017年3月30日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	アバディーン・インク
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

2025年10月末現在の経費率は0.30%です。

経費率とは、ファンドの平均資産残高に対する、運用その他の経費の比率（%）です。原則として毎年決算日に見直され、変動します。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

コモディティを対象とした先物取引を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。

インデックス・サンプリング法を用いたパッシブ運用です。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

有価証券やその他の金融商品を保有した結果として取得した場合を除き、コモディティの現物取引は行ないません。

ハーバー・コモディティ・オール・ウェザー・ストラテジーETF**(A)ファンドの特色**

コモディティを対象とした先物取引を実質的な主要投資対象とし、クオンティックス・コモディティ・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。分散されたコモディティポートフォリオを目標とし、インフレ感応度と市場のダイナミクスに基づく体系的なポートフォリオ調整を重視します。

(B)信託期間

無期限（設定日：2022年2月9日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ハーバー・キャピタル・アドバイザーズ・インク
副投資顧問会社	クオンティックス・コモディティーズ・エル・ピー
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

2025年10月末現在の経費率は0.68%です。

経費率とは、ファンドの平均資産残高に対する、運用その他の経費の比率（％）です。原則として毎年決算日に見直され、変動します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

コモディティを対象とした先物取引を実質的な主要投資対象とします。なお、運用は、対象指数を対象とする超過リターン・スワップやファンドと同じ投資目的を有する子会社等への投資を通じて行ないます。

(2)投資態度

対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。

対象指数は、クオンティックス・コモディティーズ・エル・ピーの関係会社であるQuantix Commodities Indices LLC（以下、QCI）によって開発されたものです。現物のコモディティを対象とした先物取引で構成され、QCI独自の定量的手法を用いて構築されています。コモディティの相対的なインフレ感応度と、先物ポジションの相対的なロールコストを考慮しています。

市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

有価証券やその他の金融商品を保有した結果として取得した場合を除き、コモディティの現物取引は行ないません。

NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信

(A)ファンドの特色

ファンドは、内外の短期有価証券および日本円換算した1g（1グラム）当りの金価格（以下「対象指標」といいます。）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（以下「指標連動有価証券」といいます。）を主要投資対象とし、商品投資等取引のうち、金を対象とした先物取引や外国為替予約取引等を主要取引対象とし、対象指標に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

対象指標は、下記 のロンドンにおけるロンドン渡し金価格に下記 の質量の定義に基づいて1g（1グラム）当りの価格に換算して算出します。

「ロンドンにおけるロンドン渡し金価格」とは、ICE ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）が、LBMA金価格午後（LBMA Gold Price PM）として公表する、1 トロイオンス当りの米ドル建ての金価格をいいます。

「質量の定義」は、計量単位令（平成4年11月18日政令第357号）に定める定義によるものとします（1トロイオンス＝31.1035 グラム）。

(B)信託期間

無期限（2007年8月2日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

< 信託報酬 >

信託報酬の総額は、次の により計算した額に、次の により計算した額を加えて得た額とします。

信託財産の純資産総額に年0.16％（税抜）以内（2025年10月30日現在、年0.16％（税抜））の率を乗じて得た額とします。

公社債の貸付を行なった場合は、その品貸料の50％（税抜）以内の額。

< その他費用 >

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象指標についての商標（これに類する

商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

ファンドに関する組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

(E)投資方針等

(1)投資対象

内外の短期有価証券および指標連動有価証券を主要投資対象とし、商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に定めるものをいいます。以下同じ。)のうち、金(鉱業法第3条第1項に規定する鉱物のうち金鉱を製錬し、又は精製することにより得られる物品をいいます。以下同じ。)を対象とした先物取引(以下「金先物取引」といいます。)や外国為替予約取引等を主要取引対象とします。

(2)投資態度

次のいずれかの運用方法、もしくは次の2つを組み合わせた運用方法により、日本円換算した対象指標に連動する投資成果を目指します。選択する運用方法、運用方法の組み合わせは、効率性等を勘案の上、決定します。

ア．内外の短期有価証券に投資するとともに、金先物取引や外国為替予約取引等を利用する方法

イ．指標連動有価証券に投資を行なう方法

次の場合には、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア．対象指標の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合

イ．信託財産に属する有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と日本円換算した対象指標の連動性が失われるおそれがある場合

ウ．選択する運用方法、運用方法の組み合わせを変更する場合

エ．その他基準価額と日本円換算した対象指標の連動性を維持するために必要な場合

投資を行なう公社債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。(格付けのない場合には、委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)なお、内外の短期有価証券については、格付けに関わらず投資を行なえるものとします。

外貨のエクスポージャーは、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行ないます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。なお、外貨エクスポージャーの調整を目的として、外国為替予約取引等を適宜活用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)への投資割合は、信託財産の資産総額の50%超とします。

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブ取引および商品投資等取引の利用はヘッジ目的に限定しません。なお、当該取引は対象指標に連動するために他の投資対象および取引対象に投資した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で行ないません。また指標連動有価証券を通じた実質的な取引においても同様とします。

外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。なお、当該取引は為替相場の変動リスクを減じる目的で行ないません。また指標連動有価証券を通じた実質的な取引においても同様とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(A)ファンドの特色

金地金を主要投資対象とし、金地金の価格の動きを経費控除前で反映する投資成果を追求します。

(B)信託期間

無期限（設定日：2004年11月18日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
スポンサー	ワールド・ゴールド・トラスト・サービズ・エルエルシー
受託会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNYメロン・アセット・サービシング
保管受託銀行	HSBCバンク・ピーエルシー、JPモルガン・チェース銀行

(D)管理報酬等

管理報酬等（経費率）は純資産総額の0.40%（年率）です。

(E)投資方針等**(1)投資対象**

金地金を主要投資対象とします。

(2)投資態度

金の預託と引き換えに受益権を発行し、受益権の解約に関して金を分配することで、金地金の価格の動きを経費控除前で反映する投資成果を追求します。活動的な投資主体のような運営管理はなされません。

保有する金の価値は、原則として評価が行われる日のLBMA午後金価格を基準にして決定されます。

市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

資産は、金地金および計上された金の未収入金および適宜費用の支払いに充当される現金によってのみ構成されています。

SPDR^(R) ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト**(A)ファンドの特色**

金地金を主要投資対象とし、金地金の価格の動きを経費控除前で反映する投資成果を追求します。

(B)信託期間

無期限（設定日：2018年6月25日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
スポンサー	WGC USAアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
受託会社	デラウェア・トラスト・カンパニー
保管受託銀行（金地金）	ICBCスタンダード・バンク・ピーエルシー、JPモルガン・チェース銀行
保管受託銀行（現金） 管理事務代行会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNYメロン・アセット・サービシング

(D)管理報酬等

管理報酬等（経費率）は純資産総額の0.10%（年率）です。

(E)投資方針等

(1)投資対象

金地金を主要投資対象とします。

(2)投資態度

金の預託と引き換えに受益権を発行し、受益権の解約に関して金を分配することで、金地金の価格の動きを経費控除前で反映する投資成果を追求します。活動的な投資主体のような運営管理はなされません。

保有する金の価値は、原則として評価が行われる日のLBMA午後金価格を基準にして決定されます。

市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

資産は、金地金および計上された金の未収入金および適宜費用の支払いに充当される現金によってのみ構成されています。

iシェアーズ ゴールド・トラスト**(A)ファンドの特色**

金を主要投資対象とし、金価格の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。

(B)信託期間

無期限（設定日：2005年1月21日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
スポンサー	iシェアーズ・デラウェア・トラスト・スポンサー・エルエルシー
受託会社	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
カストディアン	JP モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ ロンドン支店

(D)管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.25%（年率）とします。

(E)投資方針等

(1)投資対象

金を主要投資対象とします。

(2)投資態度

トラストは、金価格に連動する運用成果を追求します。

市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

該当事項はありません。

指数の著作権等について

TOPIX(配当込み)

配当込みTOPIX(以下「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」という。)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有する。

J P Xは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。

J P Xは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。

J P Xは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P Xは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

本件商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではない。

J P Xは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。

J P Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。

以上の項目に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

日経平均トータルリターン・インデックス

1. 「日経平均株価(日経225)」及び同指数に配当収益を加味した「日経平均トータルリターン・インデックス」（以下、総称して「日経平均等」という）は、株式会社日本経済新聞社（以下、「日経」という。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、「日経」は「日経平均等」自体及び「日経平均等」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。
2. 「日経平均等」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権はすべて「日経」に帰属する。
3. 「NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信」は、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、「日経」は、その運用及び「NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信」の取引に関して、一切の責任を負わない。
4. 「日経」は、「日経平均等」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。
5. 「日経」は、「日経平均等」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均等」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

TOPIX Core 30（配当込み）

配当込みTOPIX Core30（以下「TOPIX Core30（配当込み）」という。）の指数値及びTOPIX Core30（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX Core30（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIX Core30（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有する。

JPXは、TOPIX Core30（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIX Core30（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIX Core30（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。

JPXは、TOPIX Core30（配当込み）の指数値及びTOPIX Core30（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIX Core30（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。

JPXは、TOPIX Core30（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、JPXは、TOPIX Core30（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではない。

JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。

JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズをTOPIX Core30（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。

以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

日経平均高配当株50指数（トータルリターン）

「日経平均高配当株50 指数」（日経平均高配当株 50 指数（トータルリターン）を含む。以下同様）は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均高配当株50 指数」自体及び「日経平均高配当株50 指数」を算定する手法、さらには、「日経平均高配当株50 指数」の構成銘柄の基礎となる「日経平均株価」に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。

「日経」及び「日経平均高配当株50 指数」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属している。

「NEXT FUNDS 日経平均高配当株50指数連動型上場投信」は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び「NEXT FUNDS 日経平均高配当株50指数連動型上場投信」の取引に関して、一切の責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均高配当株50 指数」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均高配当株50 指数」及び「日経平均株価」の計算方法など、その内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

MSCI-KOKUSAI指数、MSCIエマージング・マーケット・インデックス

MSCI-KOKUSAI指数、MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び/または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

NASDAQ-100 指数（ドルベース・為替ヘッジなし）

Nasdaqとのライセンス契約に基づき、インベスコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー（以下、インベスコ）は当ファンドの構成を決定するための基準として当該指数を使用すること、および、当ファンドと関連して、Nasdaqの特定の商品名、商標、サービスマークを使用することの許諾を得ています。当該ライセンス契約は当ファンドの受益者の同意なく変更されることがあります。

当該ライセンス契約に基づき、インベスコは指数および特定の商標・サービスマークの使用に対してNasdaqに年間
のライセンスフィーを支払います。インベスコは通常ライセンスフィーをファンド内から支払います。

当ファンド、受託会社、販売会社、DTC、当ファンドの受益者のいずれも、上記のライセンス契約のもとでいかなる権限もなく、「Nasdaq-100 Index (R)」、「Nasdaq-100 (R)」、「Nasdaq (R)」、「The Nasdaq Stock Market (R)」の商標・サービスマークを使用することや、信託契約で定められている等、特に記載されている場合を除き、当該指数を使用する権限はありません。

当該指数はインベスコ、当ファンド、当ファンドの受益者と関係なく、Nasdaqによって決定、構成、計算されます。Nasdaqは指数の決定、構成、計算する権限、および、将来、指数の決定、構成、計算方法を修正する権限を持っています。

当ファンドはNasdaqおよびその関連会社（以下、「Nasdaq等」と総称します。）によって、支援、推奨、販売、販売促進されるものではありません。Nasdaq等は当ファンドの合法性、適合性、もしくは、当ファンドに関する記述や開示の正確性、妥当性を認めるものではありません。Nasdaq等は明示的にも黙示的にも、当ファンドの受益者や一般大衆に対して、一般的な証券もしくは特定の当ファンドに対する投資の当否、または、当該指数が一般的な株式市場のパフォーマンスを追従する能力を保証するものではありません。Nasdaq等とインベスコとの関係は、「Nasdaq-100 Index (R)」、「Nasdaq-100 (R)」、「Nasdaq (R)」、「The Nasdaq Stock Market (R)」の商標・サービスマークの使用許諾、および、インベスコや当ファンドと関係なくNasdaqによって決定、構成、計算される当該指数の使用に限られます。Nasdaq等は当該指数の決定、構成、計算において、インベスコや当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務はありません。Nasdaq等は当ファンドの発行のタイミング、評価、金額の決定や、現金との交換の計算式の決定に関与せず、責任を負いません。Nasdaq等は当ファンドの管理、販売、売買に関して一切責任を負いません。

Nasdaq等は当該指数、指数の計算や指数の構成の決定に使用されるいかなるデータについても正確性、完全性を保証するものではありません。Nasdaq等は指数の計算の継続性、適時性、指数の提供を保証するものではありません。Nasdaq等はそれらに関するいかなる間違い、欠落、停止に対しても一切責任を負いません。Nasdaq等は当該指数が過去、現在、将来の市場のパフォーマンスを正確に反映していることを保証するものではありません。Nasdaq等は明示または黙示を問わず、インベスコ、当ファンド、当ファンドの受益者、その他の個人もしくは法人が当該指数や指数に含まれるデータの使用によって得られる結果について保証するものではありません。Nasdaq等は明示的にも黙示的にも一切の保証を行わず、当該指数や指数に含まれるデータに関して、特定の目的または利用の商品性、適合性についていかなる保証も明示的に否認します。Nasdaq等は明示または黙示を問わず、一切の明言、保証を行わず、当ファンドに関して一切責任を負いません。上記に限らず、いかなる場合においても、Nasdaq等は逸失利益、もしくは間接的、懲罰的、特別的、付随的な損害（逸失利益を含みます。）に対して、当該損害等の可能性を通知させていたとしても、一切責任を負いません。

インベスコは当該指数や、指数に含まれるいかなるデータについても正確性、完全性を保証するものではなく、それらに関するいかなる間違い、欠落、修正、再計算、停止に対しても一切責任を負いません。インベスコは明示または黙示を問わず、当ファンド、当ファンドの保有者、その他の個人もしくは法人が当該指数や指数に含まれるデータの使用によって得られる結果について保証するものではありません。インベスコは明示的にも黙示的にも一切の保証を行わず、当該指数や指数に含まれるデータに関して、特定の目的または利用の商品性、適合性についていかなる保証も明示的に否認します。

上記に限らず、いかなる場合においても、インベスコは当該指数の使用に起因して発生するいかなる特別的、懲罰的、直接的、間接的、付随的な損害（逸失利益を含みます。）に対して、当該損害等の可能性を通知されていたとしても、一切責任を負いません。

S&P 500

「S&P^(R)」はスタンダード・アンド・プアーズ・フィナンシャル・サービスLLC(「S&P」)の登録商標であり、「Dow Jones^(R)」は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングズLLC(「ダウ・ジョーンズ」)の登録商標で、S&P ダウ・ジョーンズ・インダイサイズLLCおよびその関係会社はその使用ライセンスを供与されていま

す。また、ブラックロックは一定の目的での使用についてこれらの登録商標のサブライセンスを供与されていません。「Dow Jones Asia/Pacific Select Dividend 30 IndexSM」はS&P ダウ・ジョーンズ・インダイシズLLCまたはその関係会社のプロダクトであり、ブラックロックはその使用許諾を得ています。iシェアーズ・ファンドは、S&P ダウ・ジョーンズ・インダイシズLLC、ダウ・ジョーンズ、S&Pおよびそれらの関係会社が出資、保証、販売、または販売促進を行うものではありません。また、S&P ダウ・ジョーンズ・インダイシズLLC、ダウ・ジョーンズ、S&Pはいずれも、iシェアーズ・ファンドへの投資の妥当性に関していかなる表明も行いません。ブラックロックは上記の会社の関連会社ではありません。

Russell 2000 Index

「Russell Index」(ラッセルインデックス)は、ラッセル・インベストメント・グループの商標であり、ブラックロックはその使用許諾を得ています。iシェアーズ・ファンドは、ラッセル・インベストメント・グループが出資、保証、発行、販売、または販売促進を行うものではありません。また、同社は、iシェアーズ・ファンドへの投資の妥当性に関していかなる表明も行いません。ブラックロックは上記の会社の関連会社ではありません。

FTSEヨーロッパ先進国オールキャップ・インデックス

London Stock Exchange Groupの企業には、FTSE International Limited(「FTSE」)、Frank Russell Company(「Russell」)、MTS Next Limited(「MTS」)、およびFTSE TMX Global Debt Capital Markets Inc.(「FTSE TMX」)が含まれます。すべての権利は保護されています。「FTSE(R)」、「Russell(R)」、「MTS(R)」、「FTSE TMX(R)」、「FTSE Russell」およびFTSEまたはRussell指数に関連するその他のサービスマークおよび商標は、London Stock Exchange Groupの企業の商標であり、FTSE、MTS、FTSE TMXおよびRussellがライセンスのもとで使用しています。すべての情報は情報提供のみを目的としています。London Stock Exchange Groupの企業やそのライセンサーは、当資料の使用によるいかなる過失、損失にも責任を負いません。London Stock Exchange Groupの企業やそのライセンサーは、指数の使用から得られる結果や、特定の目的に対する指数の適合性や適切性について、明示的にも暗示的にも、いかなる主張、予測、保証、表明も行いません。London Stock Exchange Groupの企業は投資アドバイスを提供せず、当資料の内容は金融または投資アドバイスと見なされるべきではありません。London Stock Exchange Groupの企業は、いかなる資産への投資の妥当性についても表明しません。指数に直接投資することはできません。指数への資産の組入れは、当該資産の購入、売却、保有を推奨するものではありません。ライセンスを持つ専門家からの具体的な法的、税務、投資アドバイスなしに当資料における一般的な情報に基づいて行動するべきではありません。このいかなる情報も、London Stock Exchange Groupの企業の事前の書面による許可なく、複製、保存、またいかなる形態、手段(電子的、機械的、複写、録音など)においても伝達することはできません。London Stock Exchange Groupの企業の指数値の配布およびそれらの指数を使用して金融商品を作成することは、FTSE、FTSE TMX、MTSおよび/またはRussellおよび/またはそのライセンサーとのライセンスが必要です。

MSCI エマージング・マーケット(除く中国)・インデックス

「MSCI」および「MSCI Index」はMSCI Inc.のサービスマークであり、ブラックロックはその使用許諾を得ています。iシェアーズ・ファンドはMSCI Inc.が出資、保証、発行、販売、または販売促進を行うものではありません。また、同社は、iシェアーズ・ファンドへの投資の妥当性に関していかなる表明も行いません。ブラックロックは上記の会社の関連会社ではありません。

CRSP USラージキャップ・バリュウ・インデックス

CRSP USラージキャップ・バリュウ・インデックスは、シカゴ大学証券価格調査センター(CRSP)が開発した指数であり、米国大型バリュウ株市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はCRSPに帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インベストナブル・マーケット・インデックス

「MSCI」および「MSCI Index」はMSCI Inc.のサービスマークであり、ブラックロックはその使用許諾を得ていません。iシェアーズ・ファンドはMSCI Inc.が出資、保証、発行、販売、または販売促進を行なうものではありません。また、同社は、iシェアーズ・ファンドへの投資の妥当性に関していかなる 表明も行いません。ブラックロックは上記の会社の関連会社ではありません。

NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI総合の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、NOMURA-BPI総合を用いて運用される当ETFの運用成果等に関して一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス

本ファンドは、FTSE Fixed Income LLC（以下FTSE）またはロンドン証券取引所グループ（以下LSEG）（以下、総称してライセンサーパーティー）、によって出資、保証、販売または販売促進をされるものではありません。ライセンサーパーティーは、（本ファンドが対象としている）インデックスを使用して得られた結果、特定の日にインデックスが得られる結果、本ファンドに対するインデックスの適合性について、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。

ライセンサーパーティーは過去に、そして今後もインデックスに関連した財務あるいは投資助言を野村アセットマネジメント株式会社あるいはその顧客に提供することはありません。インデックスは、FTSEもしくはその代理人によって計算されていますが、ライセンサーパーティーは、インデックスにおける瑕疵について、（過失か否かにかかわらず）何人にもその責任を負わず、また、その瑕疵を告知する義務を負いません。

インデックスにおけるすべての権利はFTSEに帰属します。「FTSE^(R)」はLSEGの商標であり、ライセンスに基づき、FTSEにより使用されています。

ICE^(R) 0-3カ月米国国債インデックス

iシェアーズ・ファンドは、その全体又は一部において、インターコンチネンタル・エクスチェンジ・インク又はその関係会社が保有するICE米国国債指数シリーズTMに基づいており、インターコンチネンタル・エクスチェンジ・インクの関係会社である、インタラクティブ・データ・プライシング・アンド・リファレンス・データLLC（以下「インタラクティブ・データ」といいます。）によるライセンスに基づく許可を得て、ブラックロック・インクにより使用されています。ICE米国国債指数シリーズTMは、インターコンチネンタル・エクスチェンジ・インク及びその関係会社の商標又はサービスマークであり、ライセンスに基づいて使用されています。

ブルームバーグ米国国債浮動調整（1-3年）インデックス、Bloomberg 米ドル建て高利回りフォールン・エンジェル 3% キャップト指数

「Bloomberg^(R)」は、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス

「Bloomberg^(R)」およびブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックスは、Bloomberg Finance L.P.、および同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited（以下「BISL」）をはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。

NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信について、ブルームバーグは後援、支持、販売、または宣伝するものではありません。ブルームバーグは、一般的な証券への投資の推奨可能性または特にNEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信への投資の推奨可能性について、NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の所有者もしくは相手先に、あるいは一般の人々に、明示、黙示を問わずいかなる表明、保証も行いません。野村アセットマネジメント株式会社とブルームバーグの唯一の関係は、特定の商標、商号、サービスマークの使用許諾、およびブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックスの使用許諾であり、これは、野村アセットマネジメント株式会社またはNEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信を考慮せずに、BISLが決定、構成、計算します。ブルームバーグはブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックスを決定、構成、もしくは計算する際に、野村アセットマネジメント株式会社またはNEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の所有者のニーズを考慮する義務はありません。ブルームバーグはNEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の発行時期、発行価格、発行数について責任を負わず、それに関与していません。ブルームバーグは、NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の管理、マーケティング、または取引に関して、NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の顧客（これらに限定されません）に対し、いかなる義務、法的責任も負いません。

ブルームバーグは、ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックスもしくはそれらに関連するデータの正確性および/または完全性を保証するものではなく、それに関連する過誤、不作為、または中断に対して一切の責任を負いません。ブルームバーグは、野村アセットマネジメント株式会社、NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信の所有者、もしくはその他の個人または法人がブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス、またはそれらに関連するデータを使用したことで、獲得する結果について、明示的にも黙示的にもいかなる保証も行いません。ブルームバーグは、ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックスもしくはそれらに関連するデータについて、特定の目的もしくは使用に対する商品性または適合性に関する明示的、黙示的な保証を行わず、あらゆる保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、法律で最大限に許される限り、ブルームバーグ、そのライセンサー、およびそれぞれの従業員、請負業者、エージェント、サプライヤー、ベンダーは、NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信、ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックスまたはそれらに関するデータまたは値について、過失、その他によるかにかかわらずその可能性について知らされていた場合でも、直接的、間接的、結果的、偶発的、懲罰的、またはそれ以外の被害または損害について法的責任もしくは責任を負いません。

Markit iBoxx 米ドル建てリキッド投資適格指数

「Markit iBoxx」はMarkit Indices Limitedの登録商標であり、ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッドはその使用許諾を得ています。Markit Indices Limitedは、ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッドおよびiシェアーズplcのいずれに関しても、承認、保証、推奨はしていません。またMarkit Indices Limitedはiシェアーズ・ファンドに関して出資、保証、販売は行なっておらず、またiシェアーズ・ファンドへの投資の妥当性に関していかなる意見も表明していません。

ICE BofA 米国ハイイールド・コンストレインド・インデックス

ICE^(R)は、アイス・データ・インダイシズLLC(「IDI」)の関係会社であるインターコンチネンタル・エクステンジ・インクの登録商標であり、ライセンスに基づく許可を得て使用されています。BofA^(R)は、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーションおよびその関係会社(「BofA」)によってライセンス供与されたバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの登録商標であり、BofAの事前の書面による承認なしに使用することはできません。これらの商標は、「ICE BofA 米国ハイイールド・コンストレインド・インデックス」とともに、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズまたはその関係会社がファンドに関連して特定の目的で使用するためにIDIからライセンス供与されています。

ブルームバーグ・ハイ・イールド・ベリー・リキッド指数

「Bloomberg^(R)」ならびに「Bloomberg High Yield Very Liquid Index」はブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー及びその子会社の登録商標であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズはその使用許諾を受けています。ブルームバーグはステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズと関係がなく、当ファンドを支持・推奨・販売・販売促進するものではありません。また、ブルームバーグは当ファンドに関するデータ等の適時性、正確性、完全性を保証するものではありません。

ICE BofA米国ハイ・イールド指数

「ICE Data」および「ICE BofA US High Yield Index」は、ICE Data Indices, LLCまたはその関連会社の登録商標であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(SSGA)はその使用許諾を受けています。当ファンドは、ICEデータによって支持・推奨・販売・販売促進されるものではなく、また、ICEデータは当ファンドに関して一切の責任を負いません。ICEデータは、当該指数の正確性、完全性を保証するものではなく、データのエラーや欠落、サービスの停止や中断について一切責任を負うものではありません。

J.P. モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・コア・インデックス

J.P.モルガンは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの商標であり、ブラックロックはその使用許諾を得ています。iシェアーズ・ファンドは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーが出資、保証、発行、販売、または販売促進を行うものではありません。また、同社は、iシェアーズ・ファンドへの投資の妥当性に関していかなる表明も行いません。ブラックロックは上記の会社の関連会社ではありません。

ブルームバーグ米ドル建て新興市場政府債RIC 基準インデックス

「Bloomberg」ならびに「Bloomberg USD Emerging Markets Government RIC Capped Index」はブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー及びその子会社の登録商標であり、ザ・バンガード・グループ・インクはその使用許諾を受けています。ブルームバーグはザ・バンガード・グループ・インクと関係がなく、当ファンドを支持・推奨・販売・販売促進するものではありません。また、ブルームバーグは当ファンドに関するデータ等の適時性、正確性、完全性を保証するものではありません。

J.P.モルガン国債指数新興国市場グローバル・コアインデックス

ヴァンエック J.P.モルガン新興国債券(現地通貨建て)ETF(EMLC)はJ.P.モルガンによって支援、推奨、販売、または宣伝されているものではなく、EMLCへの投資の妥当性についてJ.P.モルガンは何らの保証も行いません。J.P.モルガンはJ.P.モルガン国債指数新興国市場グローバル・コアインデックスの完全性または正確性を保証するものではありません。「J.P.モルガン」はJPMorgan Chase & Co.の登録サービスマークです。(C)2025. JPMorgan Chase & Co. 無断転載を禁じます。

東証REIT指数（配当込み）

配当込み東証REIT指数（以下「東証REIT指数（配当込み）」という。）の指数値及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有する。

J P Xは、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証REIT指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。

J P Xは、東証REIT指数（配当込み）の指数値及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証REIT指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。

J P Xは、東証REIT指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P Xは、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。

本件商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではない。

J P Xは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。

J P Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証REIT指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。

以上の項目に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み）

「S&P Developed ex Japan REIT Index (Total Return)」（S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み））（「当インデックス」）は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLC（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが野村アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's^(R)およびS&P^(R)は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones^(R)はDow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが野村アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡するS&P Developed ex Japan REIT Index (Total Return)の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。S&P Developed ex Japan REIT Index (Total Return)に関して、S&P Dow Jones Indicesと野村アセットマネジメント株式会社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。S&P Developed ex Japan REIT Index (Total Return)は野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P Developed ex Japan REIT Index (Total Return)の決定、構成または計算において野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格または数量、あるいは当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P Developed ex Japan REIT Index (Total Return)に基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追跡する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資顧問会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P DOW JONES INDICESは、当インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによって野村アセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと野村アセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

ブルームバーグ商品指数3カ月フォワード・トータル・リターン

“Bloomberg (R)” および “ブルームバーグ商品指数3カ月フォワード・トータル・リターンSM” は、Bloomberg Finance L.P.およびその関連会社（指数の管理者であるBloomberg Index Services Limited（「BISL」）を含む、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、特定の目的でアバディーン・インクによる使用が許諾されています。ブルームバーグはアバディーン・インクと提携関係にあるわけではなく、アバディーン・ブルームバーグ全商品長期ストラテジーK-1フリーETFを承認、支持、精査、または推奨するものではありません。ブルームバーグは、ブルームバーグ商品指数3カ月フォワード・トータル・リターンSMに関連するいかなるデータや情報の適時性、正確性、または完全性を保証するものではありません。

クオンティックス・コモディティ・インデックス

クオンティックス・コモディティ・インデックス (QCI) はQuantix Commodities Indices LLC（以下、クオンティックス）により管理されています。当指数に関する方法論のいかなる記載も、推奨または投資助言であること

を意図するものではなく、そのように解釈されるべきではありません。QCIは明示された一連のルールに基づいて算出されるルールベースのインデックスであり、米国居住者が投資可能な商品先物契約の組み合わせを構成し、所定の目的を達成することを意図して設計されています。ハーバー・キャピタル・アドバイザーズ・インクおよびクオンティックス並びにその関連会社はいかなる保証もしません。QCIが設計上の目的を達成すること、構成または算出に誤りが含まれないこと、またQCIの利用がいかなる人にとっても適切であることを保証するものではありません。

LBMA金価格午後(LBMA Gold Price PM)

NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信は、その全部もしくは一部について、プレシャス・メタル・プライス・リミテッド(Precious Metals Prices Limited)が権利を保有し、LBMA金価格(LBMA Gold Price)の管理者、運営者及び公表代理人として許諾を受けたICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド(ICE Benchmark Administration Limited)によって提供され、また、ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドから再実施権の許諾を受けて野村アセットマネジメント株式会社が利用するLBMA金価格午後(LBMA Gold Price PM)に基づいています。

ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド(ICE Benchmark Administration Limited)は、LBMA金価格及び/又はLBMA金価格が示す数値の使用により生じた結果について、いついかなる時においても、明示的にも暗示的にも、何ら保証するものではありません。ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信での利用のための商品性や特定目的への適合性について、明示的にも暗示的にも、何ら保証するものではありません。

LBMA金価格

LBMA金価格へのすべての言及は、ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド(「IBA」)の許可を得て使用されており、情報提供のみを目的として提供されています。IBAは、価格または価格が参照される可能性のある商品の正確性について、一切の責任を負いません。LBMA金価格は、プレシャス・メタル・プライス・リミテッドの商標であり、LBMA金価格の管理者としてIBAにライセンス供与されています。IBAは、IBAおよびその関係会社の商標です。LBMA金価格午前、LBMA金価格午後、およびLBMA金価格とIBAの商標は、IBAによるライセンスに基づく許可を得てブラックロックによって使用されています。IBAおよびその関係会社は、iシェアーズ ゴールド・トラストに関するものを含めて、LBMA金価格の使用により生じた結果、またはLBMA金価格の適切性または適合性について、明示的または黙示的を問わず、いかなる請求、予測、保証、表明をするものではありません。

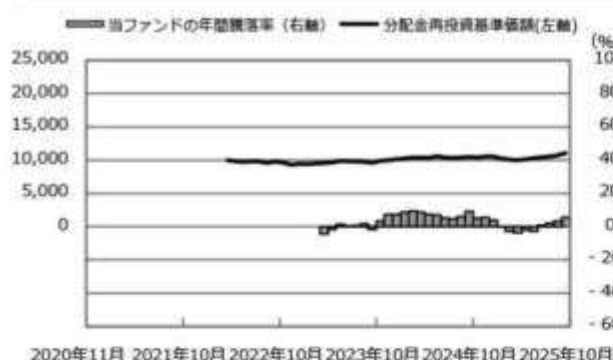
3 投資リスク

<更新後>

■ リスクの定量的比較 (2020年11月末～2025年10月末：月次)

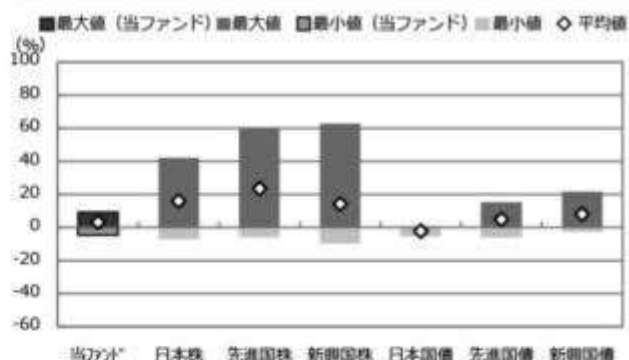
レベル1

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2020年11月 2021年10月 2022年10月 2023年10月 2024年10月 2025年10月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



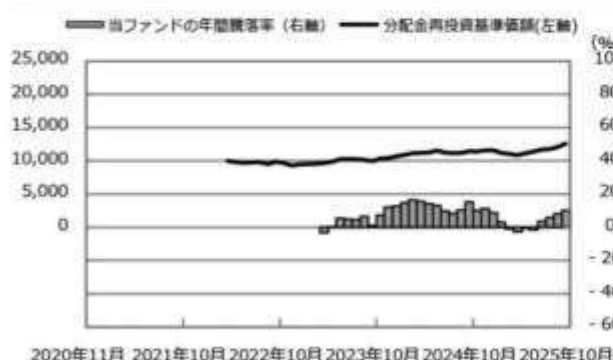
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	9.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 4.5	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	3.1	16.1	23.4	14.1	△ 2.3	4.8	8.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2023年4月から2025年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年11月から2025年10月の5年間（当ファンドは2023年4月から2025年10月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

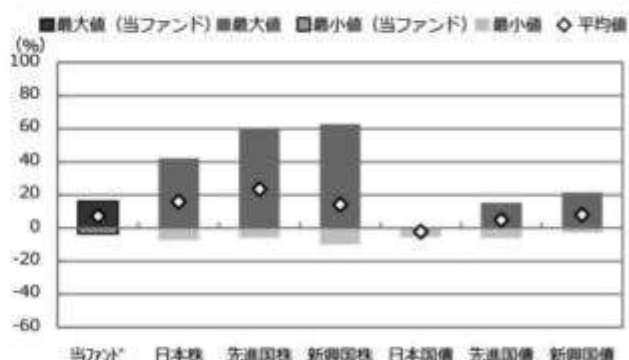
レベル2

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2020年11月 2021年10月 2022年10月 2023年10月 2024年10月 2025年10月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



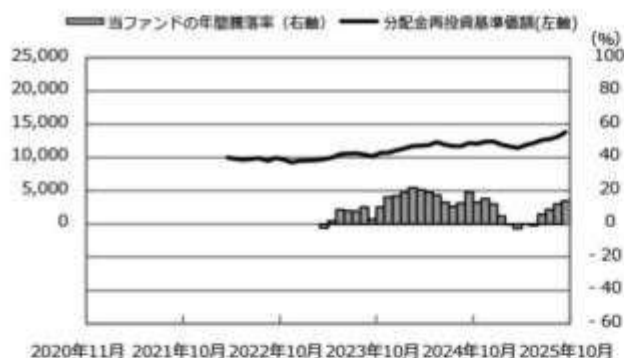
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	16.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 3.3	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	7.2	16.1	23.4	14.1	△ 2.3	4.8	8.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2023年4月から2025年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

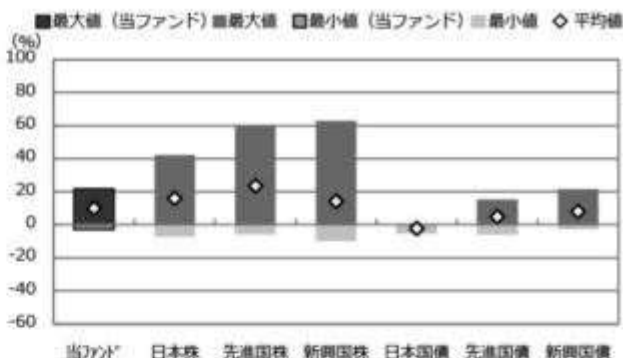
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年11月から2025年10月の5年間（当ファンドは2023年4月から2025年10月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

レベル3

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



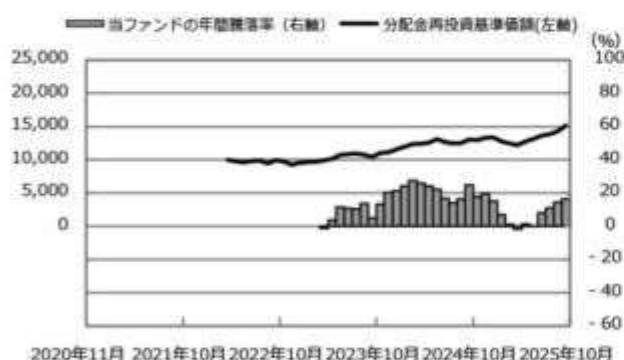
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	21.8	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 2.8	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	10.1	16.1	23.4	14.1	△ 2.3	4.8	8.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2023年4月から2025年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

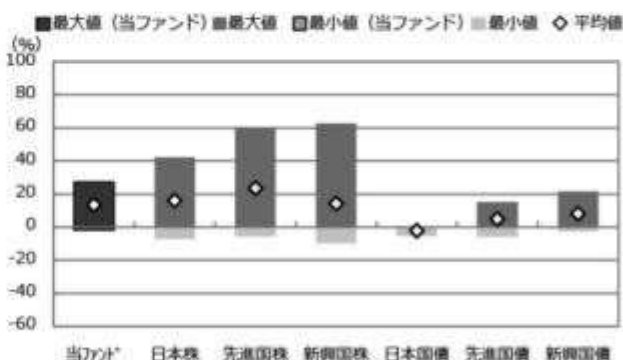
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年11月から2025年10月の5年間（当ファンドは2023年4月から2025年10月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

レベル4

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	27.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 1.7	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	13.4	16.1	23.4	14.1	△ 2.3	4.8	8.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2023年4月から2025年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年11月から2025年10月の5年間（当ファンドは2023年4月から2025年10月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

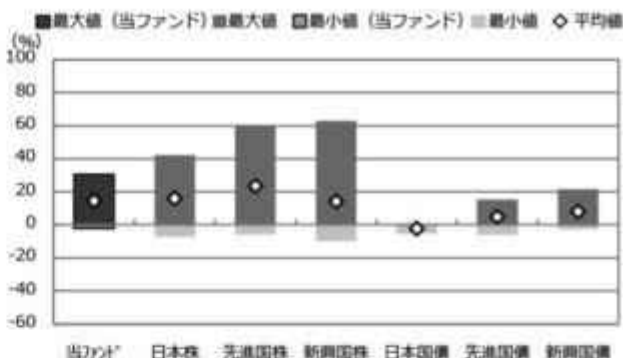
レベル5

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2020年11月 2021年10月 2022年10月 2023年10月 2024年10月 2025年10月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	30.7	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 2.2	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	14.6	16.1	23.4	14.1	△ 2.3	4.8	8.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2023年4月から2025年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年11月から2025年10月の5年間（当ファンドは2023年4月から2025年10月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に関するすべての権利および公表を停止する権利を有しています。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます) についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンプライアレーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を兼ねてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性があります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」) は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての提供、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA、JPSI、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC他)

4 手数料等及び税金

(3) 信託報酬等

<更新後>

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

レベル1

信託報酬率	年0.979%（税抜年0.89%）以内 （2025年11月末現在 年0.88429%（税抜年0.8039%））
-------	---------------------------------------------------------------

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）	
< 委託会社 >	年0.43%以内 （2025年11月末現在 年0.3439%）
< 販売会社 >	年0.43%
< 受託会社 >	年0.03%

実質的な負担 ^{（注）}	年1.079% ± 年0.10%程度（税込）
-----------------------	------------------------

レベル2

信託報酬率	年0.979%（税抜年0.89%）以内 （2025年11月末現在 年0.87956%（税抜年0.7996%））
-------	---------------------------------------------------------------

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）	
< 委託会社 >	年0.43%以内 （2025年11月末現在 年0.3396%）
< 販売会社 >	年0.43%
< 受託会社 >	年0.03%

実質的な負担 ^{（注）}	年1.079% ± 年0.10%程度（税込）
-----------------------	------------------------

レベル3

信託報酬率	年0.979%（税抜年0.89%）以内 （2025年11月末現在 年0.87670%（税抜年0.7970%））
-------	---------------------------------------------------------------

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）	
< 委託会社 >	年0.43%以内 （2025年11月末現在 年0.3370%）
< 販売会社 >	年0.43%
< 受託会社 >	年0.03%

実質的な負担 ^{（注）}	年1.079% ± 年0.10%程度（税込）
-----------------------	------------------------

レベル4

信託報酬率	年0.979%（税抜年0.89%）以内 （2025年11月末現在 年0.87692%（税抜年0.7972%））
-------	---------------------------------------------------------------

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）	
------------	--

< 委託会社 >	年0.43%以内 (2025年11月末現在 年0.3372%)
< 販売会社 >	年0.43%
< 受託会社 >	年0.03%

実質的な負担 ^(注)	年1.079% ± 年0.10%程度 (税込)
-----------------------	-------------------------

レベル5

信託報酬率	年0.979% (税抜年0.89%) 以内 (2025年11月末現在 年0.87340% (税抜年0.7940%))
-------	------------------------------------------------------------------

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分 (税抜)	
< 委託会社 >	年0.43%以内 (2025年11月末現在 年0.3340%)
< 販売会社 >	年0.43%
< 受託会社 >	年0.03%

実質的な負担 ^(注)	年1.079% ± 年0.10%程度 (税込)
-----------------------	-------------------------

(注) ファンドが投資対象とする上場投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。この値は、2025年12月25日現在のものであり、投資対象とする上場投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

* ファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。

・各支払先が運用管理費用（信託報酬）の対価として提供する役務の内容は下記の通りです。

< 委託会社 >	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等
< 販売会社 >	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
< 受託会社 >	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

信託報酬率の調整について

信託報酬率の調整は以下の計算方法をもって行ないます。信託報酬率は毎月1回計算し、当月の第5営業日目以降で前日が営業日となる最初の営業日（「適用開始営業日」といいます。）から翌月の適用開始営業日の前日まで適用することとします。

信託報酬率=年0.89% (税抜) - 対象ETFの委託会社報酬率 (税抜) × 対象ETFの投資割合

なお、信託報酬率は、年0.89% (税抜) 以内の範囲で委託会社が定めるものとします。

- ・対象ETFは、ファンドが投資するETFのうち、ファンドの委託会社が設定したETFとします。
- ・対象ETFの委託会社報酬率は、原則として、目論見書その他公表資料で開示されている当該各月の前月

最終営業日時点の対象ETFの信託報酬率(税抜の年率値)のうち、純資産総額に応じて一定の率で委託会社が受取る部分(税抜の年率値)をいいます。

- ・対象ETFの投資割合は、当該各月の前月における対象ETFの投資割合の平均値とします。
- ・複数の対象ETFに投資する場合の「対象ETFの委託会社報酬率(税抜)×対象ETFの投資割合」は、各対象ETFについて算出した「当該各対象ETFの委託会社報酬率(税抜)×当該各対象ETFの投資割合」を合計した値とします。

(5) 課税上の取扱い

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
<ul style="list-style-type: none"> ・特定公社債^(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金 	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡益 ・譲渡損 	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

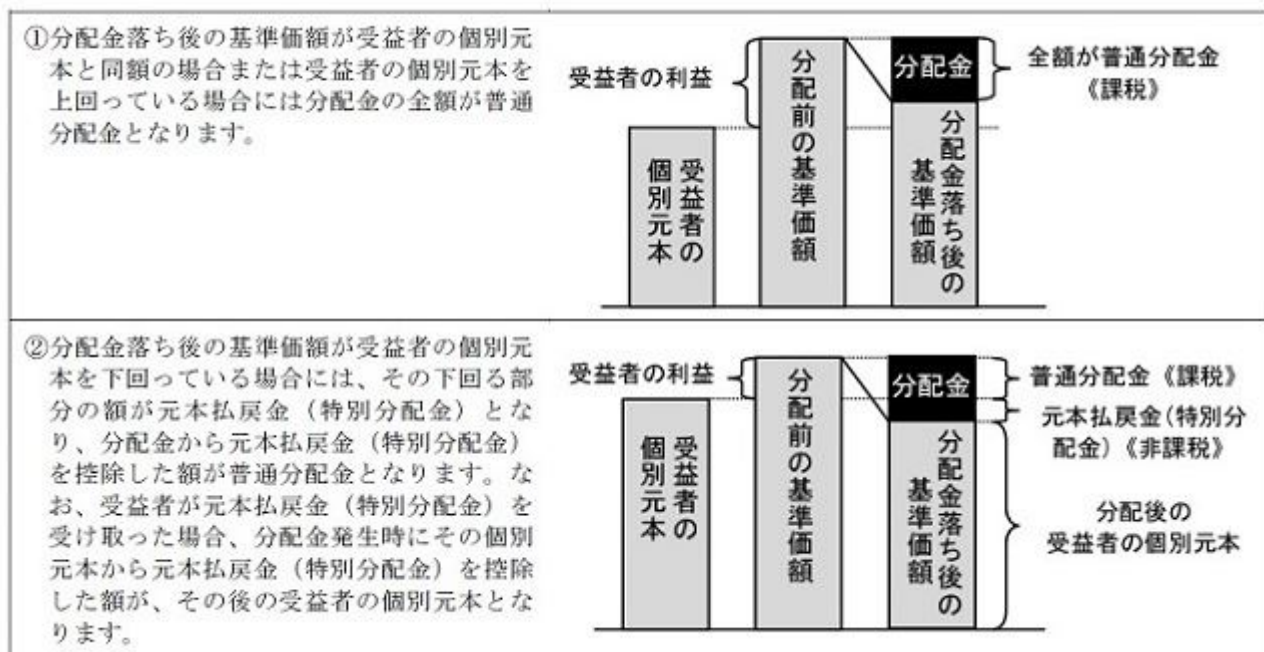
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 上記は2025年10月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

< 更新後 >

（参考情報） ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率 （①+②+③+④）	①ファンドの運用 管理費用の比率	②ファンドのそ の他費用の比率	③投資先ファンド の運用管理費用の 比率	④投資先ファンド の運用管理費用以 外の比率
レベル1	2.29	1.91	0.20	0.15	0.03
レベル2	2.26	1.89	0.17	0.16	0.04
レベル3	2.28	1.99	0.08	0.17	0.04
レベル4	2.18	1.91	0.06	0.17	0.04
レベル5	2.35	1.89	0.25	0.17	0.04

（2024年3月30日～2025年3月31日）

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除いています。
- * ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。
- * ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
- * ファンドのその他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- * ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- * 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。
- * 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5 運用状況

以下は2025年10月31日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）投資状況

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	18,243,483	80.03
	アメリカ	4,344,445	19.05
	小計	22,587,928	99.09
現金・預金・その他資産（負債控除後）		207,071	0.90
合計（純資産総額）		22,794,999	100.00

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	28,627,357	78.01
	アメリカ	7,694,827	20.97
	小計	36,322,184	98.98

現金・預金・その他資産(負債控除後)		370,651	1.01
合計(純資産総額)		36,692,835	100.00

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	178,078,124	77.68
	アメリカ	48,564,046	21.18
	小計	226,642,170	98.87
現金・預金・その他資産(負債控除後)		2,581,043	1.12
合計(純資産総額)		229,223,213	100.00

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	130,738,294	75.22
	アメリカ	41,366,112	23.80
	小計	172,104,406	99.02
現金・預金・その他資産(負債控除後)		1,691,232	0.97
合計(純資産総額)		173,795,638	100.00

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	24,924,199	75.96
	アメリカ	7,697,572	23.46
	小計	32,621,771	99.42
現金・預金・その他資産(負債控除後)		187,940	0.57
合計(純資産総額)		32,809,711	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型上場投信	6,010	877	5,275,998	859	5,162,590	22.64
2	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI- KOKUSA I 指数(為替ヘッジなし)連 動型上場投信	1,090	2,459	2,681,018	3,106	3,385,540	14.85
3	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国 債インデックス(除く日本・為替 ヘッジあり)連動型上場投信	3,770	760	2,867,549	755.2	2,847,104	12.49
4	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR(R) ゴールド・ミニシェア ーズ・トラスト	164	9,925	1,627,704	12,270.98	2,012,441	8.82
5	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投 資適格社債(1-10年)インデック ス(為替ヘッジあり)連動型上場 投信	2,280	785	1,791,074	785.8	1,791,624	7.85
6	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国 債インデックス(除く日本・為替 ヘッジなし)連動型上場投信	1,460	1,071	1,564,944	1,155	1,686,300	7.39

7	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	460	2,824	1,299,288	3,492	1,606,320	7.04
8	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I 指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信	310	1,570	486,718	1,861.5	577,065	2.53
9	アメリカ	投資信託受益証券	インベスコ NASDAQ 100 ETF	13	32,868	427,293	39,714.61	516,290	2.26
10	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・FTSE・ヨーロッパETF	36	12,190	438,866	12,429.69	447,469	1.96
11	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	26	17,157	446,089	17,209.88	447,457	1.96
12	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	8	48,688	389,505	54,390	435,120	1.90
13	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	190	1,935	367,703	2,132	405,080	1.77
14	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF	23	9,518	218,918	10,538.91	242,395	1.06
15	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	160	1,342	214,737	1,456.5	233,040	1.02
16	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ 米ドル建てフォールン・エンジェル債券 ETF	54	4,145	223,845	4,250.07	229,504	1.00
17	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ ブロード 米ドル建てハイイールド社債 ETF	39	5,690	221,945	5,791.07	225,852	0.99
18	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF	15	13,911	208,670	14,869.13	223,037	0.97
19	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	60	1,450	87,000	1,895	113,700	0.49

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.09
合計	99.09

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I 指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	3,240	2,460	7,971,015	3,106	10,063,440	27.42
2	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI 総合連動型上場投信	5,400	878	4,743,900	859	4,638,600	12.64
3	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信	4,870	761	3,706,717	755.2	3,677,824	10.02
4	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR(R) ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト	295	9,828	2,899,353	12,270.98	3,619,940	9.86
5	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	1,010	2,825	2,853,381	3,492	3,526,920	9.61
6	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,870	1,072	2,006,341	1,155	2,159,850	5.88
7	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信	2,710	784	2,126,808	785.8	2,129,518	5.80
8	アメリカ	投資信託受益証券	インベスコ NASDAQ 100 ETF	21	32,869	690,256	39,714.61	834,007	2.27
9	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	14	48,688	681,634	54,390	761,460	2.07
10	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	42	17,154	720,508	17,209.88	722,815	1.96

11	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・FTSE・ヨーロッパETF	49	12,144	595,097	12,429.69	609,055	1.65
12	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	260	1,922	499,943	2,132	554,320	1.51
13	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット（除く中国）ETF	38	8,319	316,155	11,126.02	422,789	1.15
14	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF	37	9,518	352,174	10,538.89	389,939	1.06
15	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	200	1,450	290,000	1,895	379,000	1.03
16	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I指数（為替ヘッジあり）連動型上場投信	200	1,586	317,280	1,861.5	372,300	1.01
17	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF	25	13,909	347,730	14,869.12	371,728	1.01
18	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ 米ドル建てフォールン・エンジェル債券 ETF	86	4,146	356,628	4,250.08	365,507	0.99
19	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	250	1,343	335,775	1,456.5	364,125	0.99
20	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ ブロード 米ドル建てハイイールド社債 ETF	62	5,689	352,741	5,791.08	359,047	0.97

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.98
合計	98.98

ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル3

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	27,360	2,457	67,240,483	3,106	84,980,160	37.07
2	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	8,210	2,826	23,203,348	3,492	28,669,320	12.50
3	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR(R) ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト	1,709	9,726	16,621,748	12,270.98	20,971,110	9.14
4	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	18,730	881	16,503,851	859	16,089,070	7.01
5	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジあり）連動型上場投信	16,370	761	12,465,263	755.2	12,362,624	5.39
6	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	8,460	1,074	9,087,816	1,155	9,771,300	4.26
7	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債（1-10年）インデックス（為替ヘッジあり）連動型上場投信	8,950	784	7,024,855	785.8	7,032,910	3.06
8	アメリカ	投資信託受益証券	インベスコ NASDAQ 100 ETF	174	34,739	6,044,628	39,714.64	6,910,349	3.01
9	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット（除く中国）ETF	440	8,438	3,712,947	11,126.02	4,895,449	2.13
10	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	87	48,610	4,229,141	54,390	4,731,930	2.06
11	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・FTSE・ヨーロッパETF	366	12,159	4,450,324	12,429.70	4,549,272	1.98
12	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	3,060	1,349	4,128,552	1,456.5	4,456,890	1.94

13	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	1,920	1,949	3,743,756	2,132	4,093,440	1.78
14	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	1,910	1,450	2,769,500	1,895	3,619,450	1.57
15	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF	155	13,914	2,156,681	14,869.10	2,304,712	1.00
16	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジあり)連動型上場投信	1,220	1,581	1,929,735	1,861.5	2,271,030	0.99
17	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ ブロード 米ドル建てハイイールド社債 ETF	392	5,690	2,230,838	5,791.07	2,270,103	0.99
18	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ 米ドル建てフォールン・エンジェル債券 ETF	533	4,145	2,209,440	4,250.07	2,265,292	0.98
19	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	130	17,335	2,253,658	17,209.88	2,237,285	0.97
20	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF	205	9,518	1,951,231	10,538.89	2,160,474	0.94

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.87
合計	98.87

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジなし)連動型上場投信	21,790	2,457	53,538,030	3,106	67,679,740	38.94
2	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	6,450	2,824	18,216,154	3,492	22,523,400	12.95
3	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR(R) ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト	1,364	9,593	13,085,009	12,270.98	16,737,621	9.63
4	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジあり)連動型上場投信	8,260	762	6,297,998	755.2	6,237,952	3.58
5	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	6,360	875	5,569,938	859	5,463,240	3.14
6	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	99	45,580	4,512,434	54,390	5,384,610	3.09
7	アメリカ	投資信託受益証券	インベスコ NASDAQ 100 ETF	132	34,540	4,559,295	39,714.65	5,242,334	3.01
8	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	3,440	1,353	4,654,698	1,456.5	5,010,360	2.88
9	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	2,590	1,450	3,755,500	1,895	4,908,050	2.82
10	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	2,210	1,908	4,217,166	2,132	4,711,720	2.71
11	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット(除く中国) ETF	394	8,777	3,458,332	11,126.02	4,383,652	2.52
12	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	3,440	1,063	3,657,889	1,155	3,973,200	2.28
13	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・FTSE・ヨーロッパETF	276	12,176	3,360,787	12,429.70	3,430,599	1.97
14	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF	325	8,863	2,880,488	10,538.89	3,425,142	1.97

15	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信	3,590	784	2,814,560	785.8	2,821,022	1.62
16	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS NASDAQ - 1 0 0 (R) (為替ヘッジなし)連動型上場投信	50	28,700	1,435,000	40,500	2,025,000	1.16
17	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ 米ドル建てフォールン・エンジェル債券 ETF	402	4,145	1,666,406	4,250.07	1,708,531	0.98
18	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	98	17,335	1,698,913	17,209.88	1,686,569	0.97
19	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	16	86,749	1,387,985	105,285.75	1,684,572	0.96
20	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ ブロード 米ドル建てハイイールド社債 ETF	278	5,690	1,582,074	5,791.07	1,609,920	0.92
21	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 ETF	98	13,921	1,364,351	14,869.10	1,457,172	0.83

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.02
合計	99.02

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジなし)連動型上場投信	4,760	2,454	11,682,991	3,106	14,784,560	45.06
2	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	1,360	2,824	3,841,428	3,492	4,749,120	14.47
3	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR(R) ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト	253	9,586	2,425,285	12,270.98	3,104,559	9.46
4	アメリカ	投資信託受益証券	インベスコ NASDAQ 100 ETF	33	35,627	1,175,698	39,714.63	1,310,583	3.99
5	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	680	1,450	986,000	1,895	1,288,600	3.92
6	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	750	1,354	1,015,612	1,456.5	1,092,375	3.32
7	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	18	45,859	825,477	54,390	979,020	2.98
8	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	410	1,904	780,765	2,132	874,120	2.66
9	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット(除く中国)ETF	74	8,820	652,716	11,126.01	823,325	2.50
10	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケットETF	62	8,888	551,093	10,538.90	653,412	1.99
11	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS NASDAQ - 1 0 0 (R) (為替ヘッジなし)連動型上場投信	8	28,700	229,600	40,500	324,000	0.98
12	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ 米ドル建てフォールン・エンジェル債券ETF	75	4,145	310,897	4,250.08	318,756	0.97
13	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	3	86,742	260,228	105,285.66	315,857	0.96
14	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債ETF	18	17,335	312,045	17,209.88	309,778	0.94
15	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	260	1,063	276,387	1,155	300,300	0.91
16	アメリカ	投資信託受益証券	バンガード・FTSE・ヨーロッパETF	24	11,873	284,954	12,429.70	298,313	0.90

17	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ ブロード ミドル建てハイイールド社債 ETF	51	5,690	290,237	5,791.07	295,345	0.90
18	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信	360	784	282,240	785.8	282,888	0.86
19	アメリカ	投資信託受益証券	iシェアーズ J.P.モルガン・ミドル建てエマージング・マーケット債券 ETF	18	13,921	250,594	14,869.11	267,644	0.81
20	日本	投資信託受益証券	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジあり)連動型上場投信	330	767	253,192	755.2	249,216	0.75

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.42
合計	99.42

投資不動産物件

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2

該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3

該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4

該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2

該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3

該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4

該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

2025年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間 (2023年 3月29日)	19	19	0.9407	0.9407
第2計算期間 (2024年 3月29日)	32	32	1.0386	1.0386
第3計算期間 (2025年 3月31日)	31	31	1.0102	1.0102
2024年10月末日	32		1.0491	
11月末日	32		1.0400	
12月末日	32		1.0531	
2025年 1月末日	32		1.0539	
2月末日	31		1.0228	
3月末日	31		1.0102	
4月末日	20		1.0001	
5月末日	20		1.0131	
6月末日	21		1.0298	
7月末日	21		1.0459	
8月末日	21		1.0525	
9月末日	22		1.0726	
10月末日	22		1.1081	

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2

2025年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間 (2023年 3月29日)	29	29	0.9415	0.9415
第2計算期間 (2024年 3月29日)	34	34	1.1120	1.1120
第3計算期間 (2025年 3月31日)	33	33	1.1014	1.1014
2024年10月末日	35		1.1441	
11月末日	35		1.1361	
12月末日	35		1.1572	
2025年 1月末日	35		1.1597	
2月末日	34		1.1201	
3月末日	33		1.1014	
4月末日	32		1.0855	
5月末日	33		1.1122	
6月末日	33		1.1371	
7月末日	34		1.1664	
8月末日	34		1.1762	
9月末日	35		1.2066	
10月末日	36		1.2606	

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3

2025年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2023年 3月29日)	9	9	0.9432	0.9432
第2計算期間	(2024年 3月29日)	54	54	1.1712	1.1712
第3計算期間	(2025年 3月31日)	203	203	1.1671	1.1671
	2024年10月末日	147		1.2160	
	11月末日	146		1.2089	
	12月末日	215		1.2392	
	2025年 1月末日	216		1.2423	
	2月末日	207		1.1932	
	3月末日	203		1.1671	
	4月末日	199		1.1446	
	5月末日	206		1.1863	
	6月末日	212		1.2193	
	7月末日	219		1.2625	
	8月末日	211		1.2758	
	9月末日	217		1.3146	
	10月末日	229		1.3853	

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4

2025年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2023年 3月29日)	37	37	0.9478	0.9478
第2計算期間	(2024年 3月29日)	112	112	1.2359	1.2359
第3計算期間	(2025年 3月31日)	142	142	1.2493	1.2493
	2024年10月末日	137		1.3044	
	11月末日	136		1.2969	
	12月末日	140		1.3307	
	2025年 1月末日	152		1.3353	
	2月末日	146		1.2787	
	3月末日	142		1.2493	
	4月末日	139		1.2232	
	5月末日	145		1.2751	
	6月末日	150		1.3142	
	7月末日	156		1.3680	
	8月末日	158		1.3842	
	9月末日	163		1.4328	
	10月末日	173		1.5198	

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

2025年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2023年 3月29日)	19	19	0.9359	0.9359
第2計算期間	(2024年 3月29日)	26	26	1.2536	1.2536
第3計算期間	(2025年 3月31日)	26	26	1.2699	1.2699
	2024年10月末日	27		1.3235	
	11月末日	27		1.3175	
	12月末日	28		1.3572	
	2025年 1月末日	28		1.3629	
	2月末日	27		1.3023	
	3月末日	26		1.2699	
	4月末日	25		1.2406	
	5月末日	27		1.3006	
	6月末日	27		1.3443	
	7月末日	29		1.4065	
	8月末日	29		1.4242	
	9月末日	30		1.4781	
	10月末日	32		1.5760	

分配の推移

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	0.0000円
第2計算期間	2023年 3月30日～2024年 3月29日	0.0000円
第3計算期間	2024年 3月30日～2025年 3月31日	0.0000円

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	0.0000円
第2計算期間	2023年 3月30日～2024年 3月29日	0.0000円
第3計算期間	2024年 3月30日～2025年 3月31日	0.0000円

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	0.0000円
第2計算期間	2023年 3月30日～2024年 3月29日	0.0000円
第3計算期間	2024年 3月30日～2025年 3月31日	0.0000円

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	0.0000円
第2計算期間	2023年 3月30日～2024年 3月29日	0.0000円
第3計算期間	2024年 3月30日～2025年 3月31日	0.0000円

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	0.0000円
第2計算期間	2023年 3月30日～2024年 3月29日	0.0000円
第3計算期間	2024年 3月30日～2025年 3月31日	0.0000円

収益率の推移

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

	計算期間	収益率
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	5.9%
第2計算期間	2023年 3月30日～2024年 3月29日	10.4%
第3計算期間	2024年 3月30日～2025年 3月31日	2.7%
第4期（中間期）	2025年 4月 1日～2025年 9月30日	6.2%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2

	計算期間	収益率
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	5.9%
第2計算期間	2023年 3月30日～2024年 3月29日	18.1%
第3計算期間	2024年 3月30日～2025年 3月31日	1.0%
第4期（中間期）	2025年 4月 1日～2025年 9月30日	9.6%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3

	計算期間	収益率
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	5.7%
第2計算期間	2023年 3月30日～2024年 3月29日	24.2%
第3計算期間	2024年 3月30日～2025年 3月31日	0.4%
第4期（中間期）	2025年 4月 1日～2025年 9月30日	12.6%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4

	計算期間	収益率
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	5.2%
第2計算期間	2023年 3月30日～2024年 3月29日	30.4%
第3計算期間	2024年 3月30日～2025年 3月31日	1.1%
第4期（中間期）	2025年 4月 1日～2025年 9月30日	14.7%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

	計算期間	収益率
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	6.4%
第2計算期間	2023年 3月30日～2024年 3月29日	33.9%
第3計算期間	2024年 3月30日～2025年 3月31日	1.3%
第4期（中間期）	2025年 4月 1日～2025年 9月30日	16.4%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配金の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配金の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	20,234,367		20,234,367
第2計算期間	2023年 3月30日～2024年 3月29日	21,082,756	10,234,367	31,082,756
第3計算期間	2024年 3月30日～2025年 3月31日			31,082,756
第4期（中間期）	2025年 4月 1日～2025年 9月30日		10,511,931	20,570,825

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	30,835,504		30,835,504
第2計算期間	2023年 3月30日～2024年 3月29日			30,835,504
第3計算期間	2024年 3月30日～2025年 3月31日		388,537	30,446,967
第4期（中間期）	2025年 4月 1日～2025年 9月30日		1,162,435	29,284,532

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	10,000,000		10,000,000
第2計算期間	2023年 3月30日～2024年 3月29日	36,591,390		46,591,390
第3計算期間	2024年 3月30日～2025年 3月31日	127,422,090		174,013,480
第4期（中間期）	2025年 4月 1日～2025年 9月30日		8,548,470	165,465,010

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2022年 4月28日～2023年 3月29日	40,042,678		40,042,678
第2計算期間	2023年 3月30日～2024年 3月29日	61,061,228	10,085,729	91,018,177
第3計算期間	2024年 3月30日～2025年 3月31日	23,333,491		114,351,668
第4期（中間期）	2025年 4月 1日～2025年 9月30日			114,351,668

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2022年 4月28日 ~ 2023年 3月29日	20,818,998		20,818,998
第2計算期間	2023年 3月30日 ~ 2024年 3月29日			20,818,998
第3計算期間	2024年 3月30日 ~ 2025年 3月31日			20,818,998
第4期(中間期)	2025年 4月 1日 ~ 2025年 9月30日			20,818,998

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

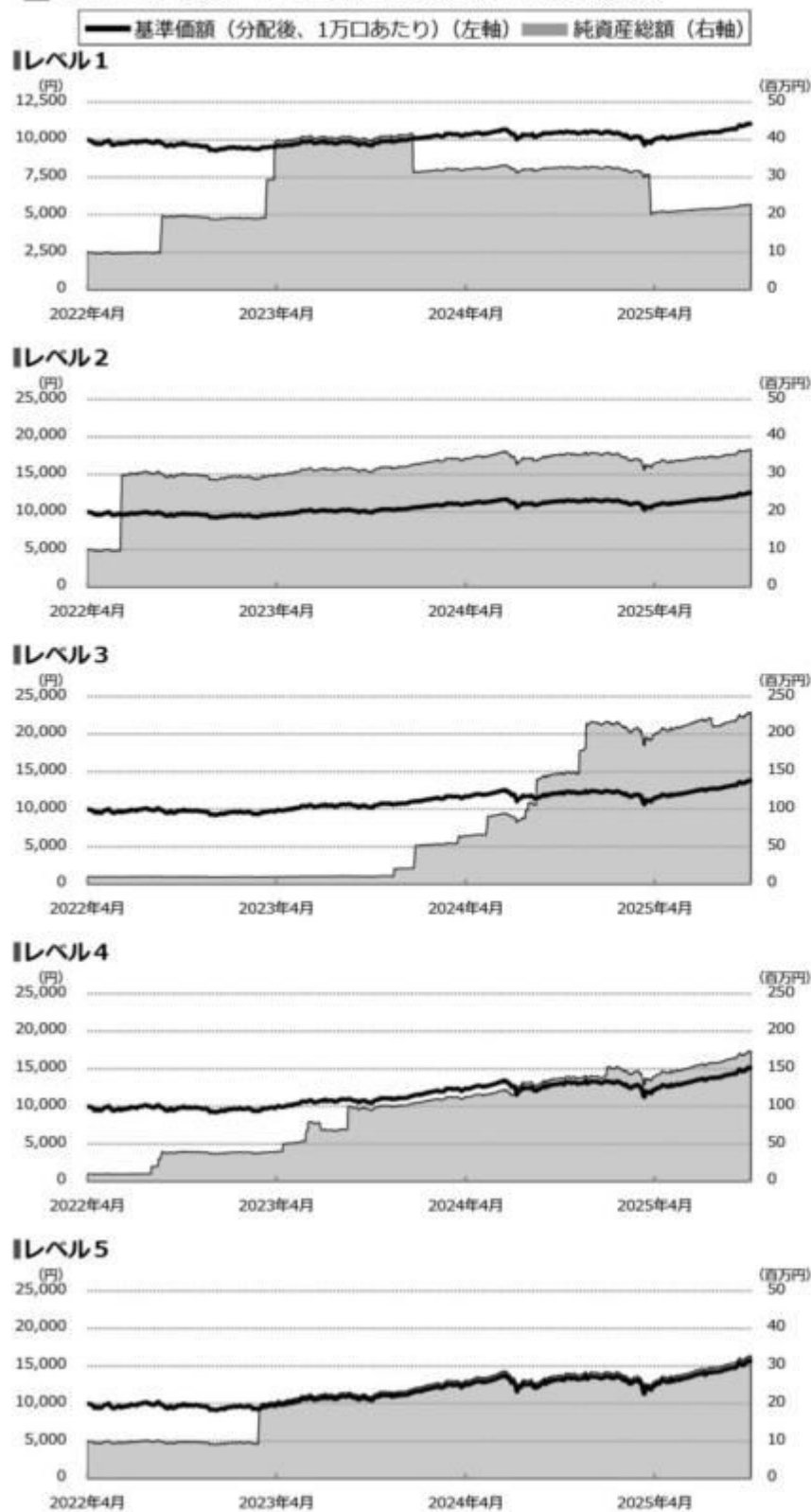
参考情報

< 更新後 >



運用実績 (2025年10月31日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次：設定来)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ レベル1

2025年3月	0 円
2024年3月	0 円
2023年3月	0 円
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■ レベル2

2025年3月	0 円
2024年3月	0 円
2023年3月	0 円
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■ レベル3

2025年3月	0 円
2024年3月	0 円
2023年3月	0 円
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■ レベル4

2025年3月	0 円
2024年3月	0 円
2023年3月	0 円
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■ レベル5

2025年3月	0 円
2024年3月	0 円
2023年3月	0 円
--	--
--	--
設定来累計	0 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率(上位)

レベル1

順位	銘柄	投資比率(%)
1	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	22.6
2	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジなし)連動型上場投信	14.9
3	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジあり)連動型上場投信	12.5
4	SPDR(R) ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト	8.8
5	NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信	7.9
6	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	7.4
7	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	7.0
8	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジあり)連動型上場投信	2.5
9	インベスコ NASDAQ 100 ETF	2.3
10	ハンガード・FTSE・ヨーロッパETF	2.0

レベル2

順位	銘柄	投資比率(%)
1	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジなし)連動型上場投信	27.4
2	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	12.6
3	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジあり)連動型上場投信	10.0
4	SPDR(R) ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト	9.9
5	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	9.6
6	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	5.9
7	NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信	5.8
8	インベスコ NASDAQ 100 ETF	2.3
9	NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	2.1
10	iシェアーズ iBoxx 米ドル建て投資適格社債 ETF	2.0

レベル3

順位	銘柄	投資比率(%)
1	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジなし)連動型上場投信	37.1
2	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	12.5
3	SPDR(R) ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト	9.1
4	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	7.0
5	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジあり)連動型上場投信	5.4
6	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	4.3
7	NEXT FUNDS ブルームバーグ米国投資適格社債(1-10年)インデックス(為替ヘッジあり)連動型上場投信	3.1
8	インベスコ NASDAQ 100 ETF	3.0
9	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット(除く中国)ETF	2.1
10	NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	2.1

レベル4

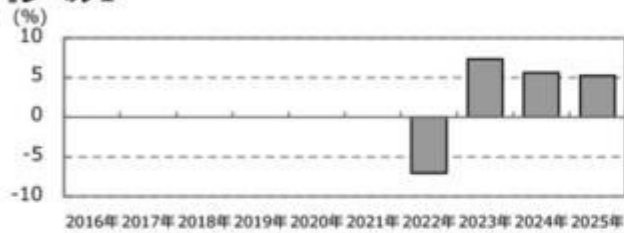
順位	銘柄	投資比率(%)
1	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジなし)連動型上場投信	38.9
2	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	13.0
3	SPDR(R) ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト	9.6
4	NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジあり)連動型上場投信	3.6
5	NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	3.1
6	NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	3.1
7	インベスコ NASDAQ 100 ETF	3.0
8	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	2.9
9	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(為替ヘッジなし)連動型上場投信	2.8
10	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	2.7

レベル5

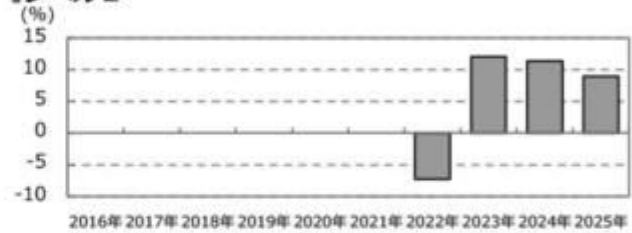
順位	銘柄	投資比率 (%)
1	NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	45.1
2	NEXT FUNDS TOPIX連動型上場投信	14.5
3	SPDR(R) ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト	9.5
4	インベスコ NASDAQ 100 ETF	4.0
5	NEXT FUNDS 新興国株式・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	3.9
6	NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	3.3
7	NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信	3.0
8	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	2.7
9	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット（除く中国）ETF	2.5
10	iシェアーズ・コア MSCI エマージング・マーケット ETF	2.0

年間収益率の推移（暦年ベース）

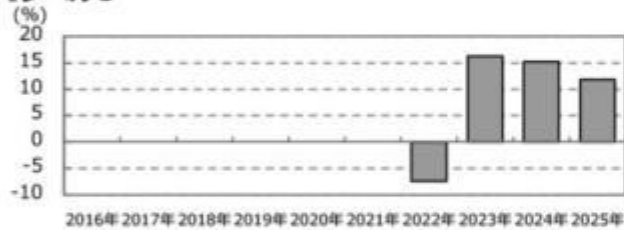
レベル1



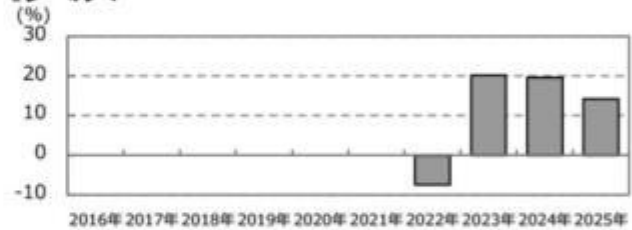
レベル2



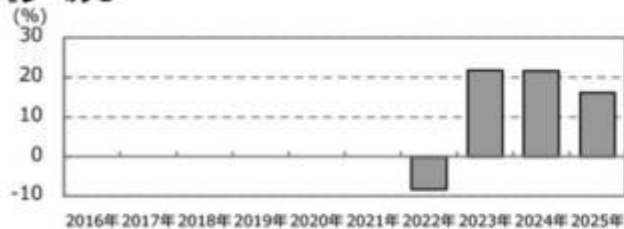
レベル3



レベル4



レベル5



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2022年は設定日（2022年4月28日）から年末までの収益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1
 ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2
 ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3
 ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4
 ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第3期 (2025年 3月31日現在)	第4期中間計算期間末 (2025年 9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	70,287	24,002
コール・ローン	2,164,584	229,223
投資信託受益証券	29,329,542	21,685,645
未収配当金	142,431	126,754
未収利息	28	3
流動資産合計	31,706,872	22,065,627
資産合計	31,706,872	22,065,627
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	5,321	20
未払委託者報酬	302,588	1,141
その他未払費用	426	1
流動負債合計	308,335	1,162
負債合計	308,335	1,162
純資産の部		
元本等		
元本	31,082,756	20,570,825
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	315,781	1,493,640
(分配準備積立金)	2,190,228	1,458,971
元本等合計	31,398,537	22,064,465
純資産合計	31,398,537	22,064,465
負債純資産合計	31,706,872	22,065,627

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第3期中間計算期間 自 2024年 3月30日 至 2024年 9月29日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日
営業収益		
受取配当金	339,509	214,089
受取利息	1,164	1,257
有価証券売買等損益	348,708	1,129,098
為替差損益	78,781	101,208
営業収益合計	610,600	1,243,236

	第3期中間計算期間 自 2024年 3月30日 至 2024年 9月29日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日
営業費用		
受託者報酬	5,306	3,699
委託者報酬	302,836	211,317
その他費用	59,675	12,245
営業費用合計	367,817	227,261
営業利益又は営業損失（ ）	242,783	1,015,975
経常利益又は経常損失（ ）	242,783	1,015,975
中間純利益又は中間純損失（ ）	242,783	1,015,975
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	-	259,218
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,199,359	315,781
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	97,334
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	97,334
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,442,142	1,493,640

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5. その他	当ファンドの中間計算期間は、2025年 4月 1日から2025年 9月30日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第3期 2025年 3月31日現在	第4期中間計算期間末 2025年 9月30日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 31,082,756口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 20,570,825口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0102円 (10,000口当たり純資産額) (10,102円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0726円 (10,000口当たり純資産額) (10,726円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第3期 2025年 3月31日現在	第4期中間計算期間末 2025年 9月30日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

1 元本の移動

	第3期 自 2024年 3月30日 至 2025年 3月31日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日
期首元本額	31,082,756円	31,082,756円
期中追加設定元本額	0円	0円
期中一部解約元本額	0円	10,511,931円

2 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2

（1）中間貸借対照表

（単位：円）

	第3期 (2025年 3月31日現在)	第4期中間計算期間末 (2025年 9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	69,523	30,733
コール・ローン	1,954,831	423,183
投資信託受益証券	31,687,658	34,684,197
未収配当金	154,063	199,068
未収利息	26	5
流動資産合計	33,866,101	35,337,186
資産合計	33,866,101	35,337,186
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	5,773	32
未払委託者報酬	326,108	1,821
その他未払費用	547	3
流動負債合計	332,428	1,856
負債合計	332,428	1,856
純資産の部		
元本等		
元本	30,446,967	29,284,532
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,086,706	6,050,798
（分配準備積立金）	4,236,807	4,076,004
元本等合計	33,533,673	35,335,330
純資産合計	33,533,673	35,335,330
負債純資産合計	33,866,101	35,337,186

（2）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年 3月30日 至 2024年 9月29日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日
営業収益		
受取配当金	378,818	359,628
受取利息	1,020	1,364
有価証券売買等損益	724,871	3,141,961
為替差損益	85,839	42,729
営業収益合計	1,018,870	3,460,224
営業費用		
受託者報酬	5,684	5,605
委託者報酬	322,186	319,266
その他費用	52,203	13,701
営業費用合計	380,073	338,572
営業利益又は営業損失（ ）	638,797	3,121,652

	第3期中間計算期間 自 2024年 3月30日 至 2024年 9月29日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日
経常利益又は経常損失()	638,797	3,121,652
中間純利益又は中間純損失()	638,797	3,121,652
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	-	40,666
期首剰余金又は期首欠損金()	3,454,992	3,086,706
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	116,894
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	116,894
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	4,093,789	6,050,798

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5. その他	当ファンドの中間計算期間は、2025年 4月 1日から2025年 9月30日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第3期 2025年 3月31日現在	第4期中間計算期間末 2025年 9月30日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 30,446,967口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 29,284,532口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1014円 (10,000口当たり純資産額) (11,014円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2066円 (10,000口当たり純資産額) (12,066円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第3期 2025年 3月31日現在	第4期中間計算期間末 2025年 9月30日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

(その他の注記)

1 元本の移動

第3期 自 2024年 3月30日 至 2025年 3月31日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日
期首元本額 30,835,504円	期首元本額 30,446,967円
期中追加設定元本額 0円	期中追加設定元本額 0円

期中一部解約元本額 388,537円 期中一部解約元本額 1,162,435円

2 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第3期 (2025年 3月31日現在)	第4期中間計算期間末 (2025年 9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	20,281	204,762
コール・ローン	11,834,966	1,511,839
投資信託受益証券	192,126,786	214,655,494
未収配当金	876,536	1,158,466
未収利息	158	20
流動資産合計	204,858,727	217,530,581
資産合計	204,858,727	217,530,581
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	30,660	197
未払委託者報酬	1,728,358	11,172
その他未払費用	3,014	19
流動負債合計	1,762,032	11,388
負債合計	1,762,032	11,388
純資産の部		
元本等		
元本	174,013,480	165,465,010
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	29,083,215	52,054,183
(分配準備積立金)	4,566,172	4,343,885
元本等合計	203,096,695	217,519,193
純資産合計	203,096,695	217,519,193
負債純資産合計	204,858,727	217,530,581

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第3期中間計算期間 自 2024年 3月30日 至 2024年 9月29日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日
営業収益		
受取配当金	1,103,834	2,328,813
受取利息	2,677	6,433
有価証券売買等損益	3,766,530	25,299,489
為替差損益	504,511	317,281
営業収益合計	4,368,530	27,317,454
営業費用		
受託者報酬	14,002	34,635
委託者報酬	790,343	1,961,877
その他費用	87,648	20,516
営業費用合計	891,993	2,017,028
営業利益又は営業損失()	3,476,537	25,300,426
経常利益又は経常損失()	3,476,537	25,300,426
中間純利益又は中間純損失()	3,476,537	25,300,426
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	-	902,763
期首剰余金又は期首欠損金()	7,974,780	29,083,215
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,355,987	-

	第3期中間計算期間 自 2024年 3月30日 至 2024年 9月29日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,355,987	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,426,695
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,426,695
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	23,807,304	52,054,183

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5. その他	当ファンドの中間計算期間は、2025年 4月 1日から2025年 9月30日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第3期 2025年 3月31日現在	第4期中間計算期間末 2025年 9月30日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 174,013,480口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 165,465,010口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1671円 (10,000口当たり純資産額) (11,671円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3146円 (10,000口当たり純資産額) (13,146円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第3期 2025年 3月31日現在	第4期中間計算期間末 2025年 9月30日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

(その他の注記)

1 元本の移動

第3期 自 2024年 3月30日 至 2025年 3月31日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日
期首元本額 46,591,390円	期首元本額 174,013,480円
期中追加設定元本額 127,422,090円	期中追加設定元本額 0円
期中一部解約元本額 0円	期中一部解約元本額 8,548,470円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第3期 (2025年 3月31日現在)	第4期中間計算期間末 (2025年 9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	21,310	185,247
コール・ローン	3,455,006	1,395,493
投資信託受益証券	140,146,863	161,488,350
未収配当金	573,366	787,498
未収利息	46	18
流動資産合計	144,196,591	163,856,606
資産合計	144,196,591	163,856,606
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	23,284	148
未払委託者報酬	1,310,361	8,416
その他未払費用	2,270	14
流動負債合計	1,335,915	8,578
負債合計	1,335,915	8,578
純資産の部		
元本等		
元本	114,351,668	114,351,668
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	28,509,008	49,496,360
(分配準備積立金)	18,138,448	18,138,448
元本等合計	142,860,676	163,848,028
純資産合計	142,860,676	163,848,028
負債純資産合計	144,196,591	163,856,606

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第3期中間計算期間 自 2024年 3月30日 至 2024年 9月29日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日
営業収益		
受取配当金	1,464,729	1,734,350
受取利息	1,693	3,999
有価証券売買等損益	4,518,889	20,900,711
為替差損益	658,521	197,982
営業収益合計	5,326,790	22,441,078
営業費用		
受託者報酬	19,705	24,849
委託者報酬	1,110,547	1,407,832
その他費用	70,282	21,045
営業費用合計	1,200,534	1,453,726
営業利益又は営業損失 ()	4,126,256	20,987,352
経常利益又は経常損失 ()	4,126,256	20,987,352
中間純利益又は中間純損失 ()	4,126,256	20,987,352
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()	-	-
期首剰余金又は期首欠損金 ()	21,474,765	28,509,008
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,642,498	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,642,498	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	29,243,519	49,496,360

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5. その他	当ファンドの中間計算期間は、2025年 4月 1日から2025年 9月30日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第3期 2025年 3月31日現在	第4期中間計算期間末 2025年 9月30日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 114,351,668口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 114,351,668口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2493円 (10,000口当たり純資産額) (12,493円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4328円 (10,000口当たり純資産額) (14,328円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第3期 2025年 3月31日現在	第4期中間計算期間末 2025年 9月30日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

(その他の注記)

1 元本の移動

第3期 自 2024年 3月30日 至 2025年 3月31日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日
期首元本額 91,018,177円	期首元本額 114,351,668円
期中追加設定元本額 23,333,491円	期中追加設定元本額 0円
期中一部解約元本額 0円	期中一部解約元本額 0円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第3期 (2025年 3月31日現在)	第4期中間計算期間末 (2025年 9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	12,098	36,818
コール・ローン	488,224	251,154

	第3期 (2025年 3月31日現在)	第4期中間計算期間末 (2025年 9月30日現在)
投資信託受益証券	26,104,089	30,345,701
未収配当金	95,051	140,187
未収利息	6	3
流動資産合計	26,699,468	30,773,863
資産合計	26,699,468	30,773,863
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	4,548	28
未払委託者報酬	256,081	1,579
その他未払費用	395	2
流動負債合計	261,024	1,609
負債合計	261,024	1,609
純資産の部		
元本等		
元本	20,818,998	20,818,998
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	5,619,446	9,953,256
(分配準備積立金)	6,438,445	6,438,445
元本等合計	26,438,444	30,772,254
純資産合計	26,438,444	30,772,254
負債純資産合計	26,699,468	30,773,863

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第3期中間計算期間 自 2024年 3月30日 至 2024年 9月29日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日
営業収益		
受取配当金	306,567	326,264
受取利息	220	633
有価証券売買等損益	993,743	4,335,347
為替差損益	209,544	45,516
営業収益合計	1,090,986	4,616,728
営業費用		
受託者報酬	4,366	4,629
委託者報酬	246,157	261,992
その他費用	61,862	16,297
営業費用合計	312,385	282,918
営業利益又は営業損失()	778,601	4,333,810
経常利益又は経常損失()	778,601	4,333,810
中間純利益又は中間純損失()	778,601	4,333,810
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	5,280,327	5,619,446
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	6,058,928	9,953,256

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5.その他	当ファンドの中間計算期間は、2025年 4月 1日から2025年 9月30日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第3期 2025年 3月31日現在	第4期中間計算期間末 2025年 9月30日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 20,818,998口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 20,818,998口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2699円 (10,000口当たり純資産額) (12,699円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4781円 (10,000口当たり純資産額) (14,781円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第3期 2025年 3月31日現在	第4期中間計算期間末 2025年 9月30日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

(その他の注記)

1 元本の移動

第3期 自 2024年 3月30日 至 2025年 3月31日	第4期中間計算期間 自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日
期首元本額 20,818,998円	期首元本額 20,818,998円
期中追加設定元本額 0円	期中追加設定元本額 0円
期中一部解約元本額 0円	期中一部解約元本額 0円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル1

2025年10月31日現在

資産総額	22,832,859円
負債総額	37,860円
純資産総額(-)	22,794,999円
発行済口数	20,570,825口
1口当たり純資産額(/)	1.1081円

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル2

2025年10月31日現在

資産総額	36,753,476円
負債総額	60,641円
純資産総額（ - ）	36,692,835円
発行済口数	29,106,769口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2606円

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル3

2025年10月31日現在

資産総額	229,597,214円
負債総額	374,001円
純資産総額（ - ）	229,223,213円
発行済口数	165,465,010口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3853円

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル4

2025年10月31日現在

資産総額	174,078,160円
負債総額	282,522円
純資産総額（ - ）	173,795,638円
発行済口数	114,351,668口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5198円

ゴールベースラップ専用ファンド・レベル5

2025年10月31日現在

資産総額	32,862,798円
負債総額	53,087円
純資産総額（ - ）	32,809,711円
発行済口数	20,818,998口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5760円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

<更新後>

(1) 資本金の額

2025年11月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年10月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	900	67,170,616
単位型株式投資信託	130	728,574
追加型公社債投資信託	14	7,208,197
単位型公社債投資信託	371	610,107
合計	1,415	75,717,494

3 委託会社等の経理状況

<更新後>

- 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			18		21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産			945		881
建物	2	595		589	
器具備品	2	350		292	
無形固定資産			5,658		6,889
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産			17,314		14,923
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	
長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計			23,918		22,694
資産合計			116,638		123,775

区分	注記 番号	前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	1		12,507		12,594

未払法人税等			8,095		10,363
未払消費税等			1,590		2,112
前受収益			15		14
賞与引当金			4,543		5,846
その他			24		-
流動負債計			52,005		49,045
固定負債					
退職給付引当金			2,759		2,618
時効後支払損引当金			602		610
資産除去債務			1,123		1,431
固定負債計			4,484		4,660
負債合計			56,490		53,706
(純資産の部)					
株主資本			59,820		69,751
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			28,910		38,841
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等			327		317
その他有価証券評価差額金			327		317
純資産合計			60,147		70,069
負債・純資産合計			116,638		123,775

(2) 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	

協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	
営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		-	
関係会社株式評価損		490		-	
固定資産除却損	2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463

法人税等調整額			354		482
当期純利益			28,183		38,105

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							55,782	55,782	55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						24,606	24,606	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	24,606	2,991	27,598	27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						28,174	28,174	28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9	9	9
当期変動額合計	9	9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法
--------------------	-----------------------------------

	<p>(2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等</p>						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="687 775 1062 864"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>						

7. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積りを行いました。この見積りの変更による増加額308百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた47百万円は、「投資事業組合運用損」28百万円、「その他」18百万円として組み替えております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[追加情報]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025年4月1日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214百万円 器具備品 733 合計 1,948	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528百万円 器具備品 792 合計 2,320

損益計算書関係

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,591百万円

2. 固定資産除却損		2. 固定資産除却損	
建物	-百万円	建物	0百万円
器具備品	0	器具備品	-
ソフトウェア	30	ソフトウェア	14
合計	31	合計	14

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円

基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	38,115百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	7,400円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日

金融商品関係

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信

託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2) その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

- () 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
- 2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支

払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	46,810	46,810	-
(2) その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

() 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類してあります。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出してあり、レベル2の時価に分類してあります。

有価証券関係

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．売買目的有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,638百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載してありません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．売買目的有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,989百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載していません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	24	24

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

退職給付関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	1,024
退職給付の支払額	1,150
その他	11
退職給付債務の期末残高	19,205
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	850
年金資産の期末残高	21,247
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	21,247
	4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	655
(5) 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	1,665
退職給付の支払額	1,317
過去勤務費用の発生額	882
その他	7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	21,041
	6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	499
数理計算上の差異の費用処理額	157
過去勤務費用の費用処理額	58
確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	百万円		百万円
繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	360	未払事業税	547
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	348	資産除去債務	451
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135
その他	50	その他	38
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	1,848	評価性引当額	1,973
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	109	資産除去債務に対応する除去費用	144
関係会社株式評価益	85	関係会社株式評価益	86
その他有価証券評価差額金	146	その他有価証券評価差額金	145
前払年金費用	581	前払年金費用	760
繰延税金負債合計	922	繰延税金負債合計	1,136
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.9%
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	0.3%	外国税額控除	0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	0.2%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%
		3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
		「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。	

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		（単位：百万円）	
		前事業年度	
		自 2023年4月 1日	自 2024年4月 1日
		至 2024年3月31日	至 2025年3月31日
期首残高	1,123	1,123	
有形固定資産の取得に伴う増加	-	-	
資産除去債務の履行による減少	-	-	
見積もりの変更による増加	-	308	
期末残高	1,123	1,431	

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

[会計上の見積りの変更に関する注記] (1) に記載の通りであります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬（注）	2,071百万円
その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬（注）	2,042百万円
その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていない

いため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入(*1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済(*1)	128,100		
							借入金利息(*1)	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済(*1)	3,081		
							貸付金利息(*1)	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入(*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済(*1)	185,200		
							借入金利息(*1)	210	未払利息	

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済(*1)	5,368		
							貸付金利息(*1)	93	未収利息	
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.S.A. インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	-	有償減資(*2)	4,475	-	-

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	40,328	未払手数料	7,644

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
(*2) ノムラ・アセット・マネジメント U . S . A . インクが行った有償減資の金額を記載しております。
(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス株（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1 株当たり純資産額	11,677円62銭	1 株当たり純資産額	13,603円86銭
1 株当たり当期純利益	5,471円85銭	1 株当たり当期純利益	7,398円11銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	28,183百万円	損益計算書上の当期純利益	38,105百万円
普通株式に係る当期純利益	28,183百万円	普通株式に係る当期純利益	38,105百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 更新後 >

(1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額*	(c) 事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 2025年10月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
株式会社SBI証券	54,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

* 2025年10月末現在

3 資本関係

< 訂正前 >

(2024年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

< 訂正後 >

(2025年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールベーススラップ専用ファンド・レベル1の2025年4月1日から2025年9月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル1の2025年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールベーススラップ専用ファンド・レベル2の2025年4月1日から2025年9月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル2の2025年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールベーススラップ専用ファンド・レベル3の2025年4月1日から2025年9月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル3の2025年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールベーススラップ専用ファンド・レベル4の2025年4月1日から2025年9月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル4の2025年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月2日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールベーススラップ専用ファンド・レベル5の2025年4月1日から2025年9月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゴールベーススラップ専用ファンド・レベル5の2025年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。